

南丹市 人権施策基本方針

多様性を認めあい
共に支えあう社会の実現に向けて



令和7年3月
南丹市



あいさつ



「まちづくりの基本は人権尊重」と述べることはたやすいです。しかし、非常に幅広い分野が広がる人権尊重の取り組みは、福祉や労働・教育・産業などあらゆる施策に関係しています。科学技術の進展や社会の変化の中で、地方自治体での実際の行政施策や市民活動の中で人権問題にどう具体的に取り組むのか、絶えず自省し見つめ直す必要があります。

そこで、南丹市では人権の視点で官・民の取り組みを絶えず点検し発展させるため、まず基本理念として「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」を制定いたしました。折しも日本で最初の人権宣言と言われる「水平社宣言」100周年を迎えるのとはほぼ同時期の制定でした。さらにこの条例を、理念で終わらせるのではなく具体的に行動に繋げていくために、抽出した人権課題ごとの取組方針を基本方針としてまとめたものが、この「南丹市人権施策基本方針」です。

今日、同和問題をはじめ男女差別や障がい・人種・民族差別、いじめや性自認、インターネットやSNSを使う差別等々、社会の抱える人権課題は多く存在します。しかし課題を乗り越え人々の人権が尊重される社会をつくる努力がこの南丹市でも多年にわたり重ねられています。

この資料が行政はもとより市民組織・団体、職域や地域コミュニティでの啓発、学習、実践活動に活かされることを願ってやみません。また、今後この基本方針が市民の評価の積み重ねを経て、一層広く深く発展的改訂できますことも期待するものです。

なお基本方針策定には、知見や経験豊かな南丹市人権尊重のまちづくり審議会委員（市民有識者5名で構成）の皆さんに、約2年間にわたりご審議を賜りました。そのご尽力に厚く感謝申し上げます。また、関西大学社会学部内田龍史教授には、専門的な立場から意識調査結果分析はじめ、方針案の策定監修などご支援をいただきました。深くお礼申し上げます。

2025（令和7年）3月

南 丹 市 長
西 村 良 平

〈目 次〉

第Ⅰ章 基本方針の策定にあたって

- 1 基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 方針の位置付け・期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題

- 1 人権をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 国連を中心とした国際的な動き・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国内での動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 踏まえるべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 踏まえるべき今日的な課題・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 2023（令和5）年度実施の「南丹市の人権に関する市民意識調査」結果から
・・・・・・・・・・ 3

第Ⅲ章 南丹市がめざす人権が確立された社会

- 1 南丹市がめざす社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 「多様性を認めあい共に支えあう社会」へ・・・・・・・・・・ 6
- 2 めざす社会への歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第Ⅳ章 人権施策の取組に向けて

- 「3つの基本姿勢と取組の視点・基本とする取組」・・・・・・・・・・ 7
 - 基本姿勢【1】「人権感覚・人権意識を高める」・・・・・・・・・・ 7
 - 基本姿勢【2】「多様化する人権課題への対応力と課題解決力を高める」・・・・ 8
 - 基本姿勢【3】「人権を普遍的な文化へと高める」・・・・・・・・・・ 9

第Ⅴ章 様々な人権問題への取組

1 様々な人権問題	10
(1) 同和問題（部落差別）	10
(2) こどもの人権	13
(3) 女性の人権	16
(4) 高齢者の人権	18
(5) 障がいのある人の人権	20
(6) 外国人・外国にルーツのある人の人権	23
(7) 性的指向や性自認を理由とした人権問題	25
(8) その他の人権問題	27
2 インターネット上の人権侵害	29

第Ⅵ章 人権施策の推進体制

1 市の推進体制	30
(1) 庁内の推進体制	30
(2) 進捗管理	30
2 市民や様々な主体・関係機関との連携	30

巻 末

基本方針に基づく「推進体系図」	32
-----------------	----

第Ⅰ章 基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の目的

南丹市では、2022（令和4）年1月に施行した「人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」において、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを宣言しました。

本方針は、まちづくりの方針を定めた「第2次南丹市総合振興計画」を上位計画とする人権施策に関する基本方針であり、全ての施策の考え方の基盤（ベース）となるもので、本条例第6条に基づき、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための方向性を示すものとして策定しました。

2 方針の位置付け・期間

本方針は、南丹市基本構想のもとに策定された市総合振興計画を、改めて人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である〈森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市〉の実現に向けて、人権感覚と人権意識を踏まえた施策を総合的・計画的に推進していくための指針とするものです。

また、「第2次南丹市総合振興計画」（計画期間：2018年度～2027年度）を踏まえつつ、この間の社会情勢の変化などを反映させながら、今後10年間における取組の基本的な方向を示すものとします。

第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題

1 人権をめぐる動き

日本国憲法第97条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されています。人権は、人類の長い歴史のなかで、人々が命をかけ、苦しみを乗り越えて獲得してきたものです。

世界では、生きづらさや不条理さのなかから、声をあげることで多くの人々の意識を変えた結果、今日までに人権を守るための様々な条約や法律が生み出されてきました。

（1）国連を中心とした国際的な動き

1948（昭和23）年、国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。この理念は人類普遍の原理であり、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準とされました。

その後、この世界人権宣言を具体化するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965（昭和40）年）」や「国際人権規約（1966（昭和41）年）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979（昭和54）年）」、「児童の権利に関する条約（1989（平成元）年）」、「障害者の権利に関する条約（2006（平成18）年）」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。とりわけ「国際人権規約」は、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもので、日本は1979（昭和54）年に「経済的、社会的及び文化的権利

に関する国際規約（社会権規約：国際人権A規約）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約：国際人権B規約）」を批准しています。また、日本は個別の人権課題に関する諸条約も締結し、それらに基づいた国内法や行政計画が整備されています。

さらに、2015（平成27）年には「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、世界共通の17の目標と169のターゲットから成り、社会・経済・環境が調和した〈誰一人取り残さない〉持続可能な包摂性のある社会の実現をめざしています。

〔＊包摂性（ほうせつせい）・・・社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人が平等に参加できる状態のことを言います。〕

（２）国内での動き

国内では、世界人権宣言に先立つ1947（昭和22）年に「日本国憲法」が施行され、〈基本的人権は侵すことのできない永久の権利（第11条）〉であり、〈すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（第14条）〉と規定しています。以降、この「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げ、国内における人権課題の解決に取り組まれてきました。しかし、現在においてもなお様々な人権課題が存在しており、これらの解決に向けた法整備や施策が進められてきています。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については、1965（昭和40）年の「同和对策審議会答申」において、〈その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である〉とされ、数次にわたる特別措置法に基づき様々な対策が実施されてきたところです。そして、この同和問題の解決に向けた潮流は、あらゆる人権課題の解決に向けた取組につながっていきました。

人権意識の向上を図るための施策は、2000（平成12）年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を指針として、国や地方自治体において推進されています。

さらに、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する法整備が進められてきています。

2 踏まえるべき課題

（１）踏まえるべき今日的な課題

南丹市は「第2次南丹市人権教育・啓発推進計画」（2018（平成30）年度～2028年度）を踏まえ、人権感覚の豊かな社会の構築の実現に向けた様々な取組を推進しています。しかしながら、全国的には今もなお様々な人権課題が存在しており、近年においては、インターネット上の誹謗中傷等により、尊い人命が失われる事案が発生するなど、インターネットを利用した人権侵害行為が深刻な社会問題となっています。

また、毎年のように発生する自然災害時や緊急時においては、誰もが切迫した状態にあることから、人権に対する意識が薄らぎ、結果として普段から社会的に弱い立場にある人々が、災害弱者として一段と厳しい状況に置かれることがあるなど、災害時における様々な人権課題も顕在化しています。なお一層、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対する適切かつ迅速な取組と、「自他の人権」「自他の生命」を守ることにつながる人権感覚の豊かな社会の構築に向けての意識の向上が求められています。

(2) 2023（令和5）年度実施の「南丹市の人権に関する市民意識調査」結果から

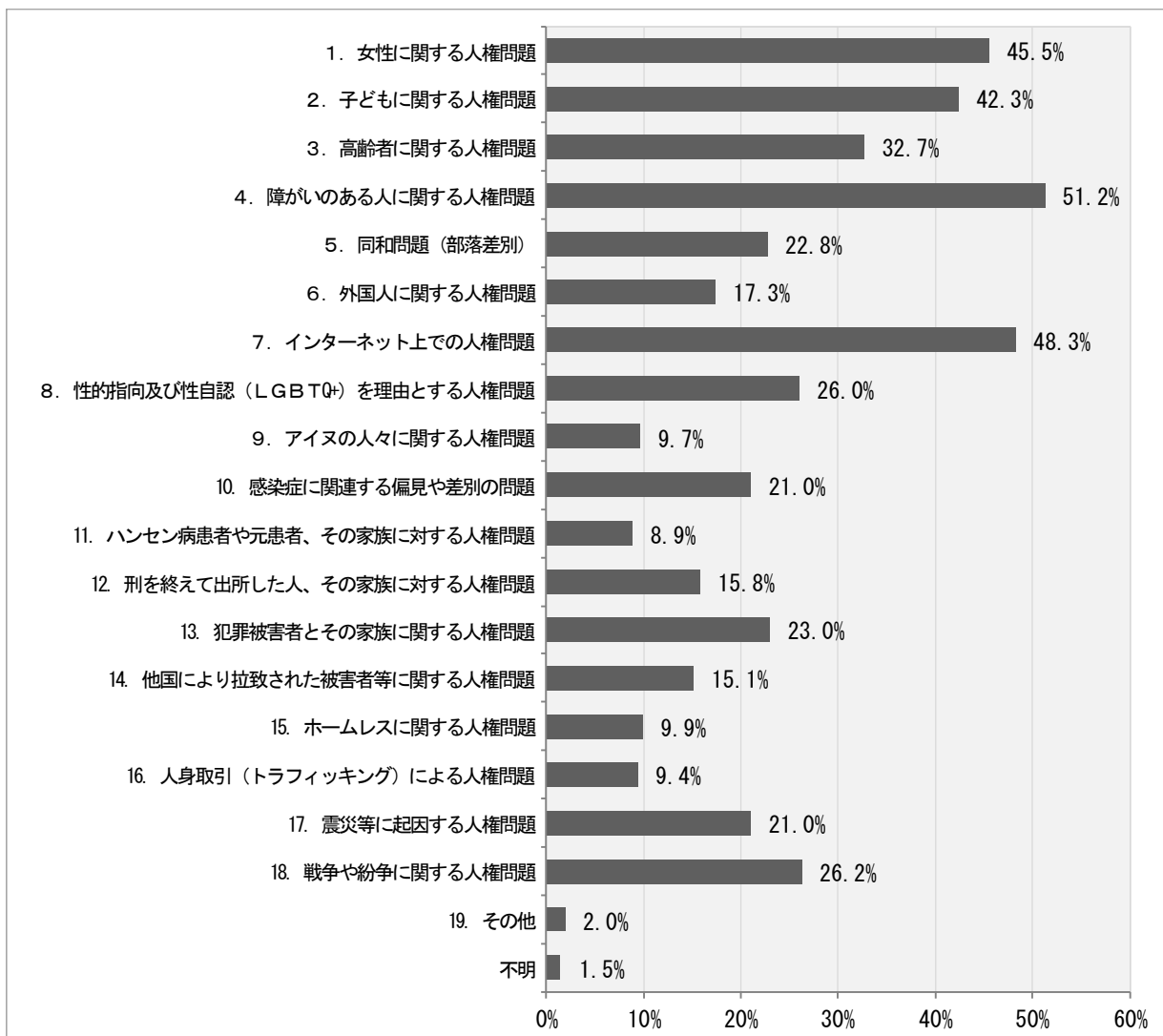
南丹市では、前回調査（2013（平成25）年度実施）に続き、2023（令和5）年度に「人権に関する市民意識調査（以下「人権意識調査」と表記）」を実施しました。

調査結果から見る人権全般に係る特徴的な傾向は下記のとおりです。

- ① 様々な人権課題への関心度について、「障がいのある人に関する人権問題」が最も高く、続いて「インターネット上での人権問題」「女性に関する人権問題」となっています。前回調査との比較からは「性的指向・性自認を理由とする人権問題」「インターネット上での人権問題」に関心を持つ市民の割合が増えています。（*設問3「日本における人権問題について関心があるもの」から）

※前回調査との比較は、巻末「参考資料」（資料②）に記載しています。

①「日本における人権問題について関心があるものはどれですか」（複数回答）



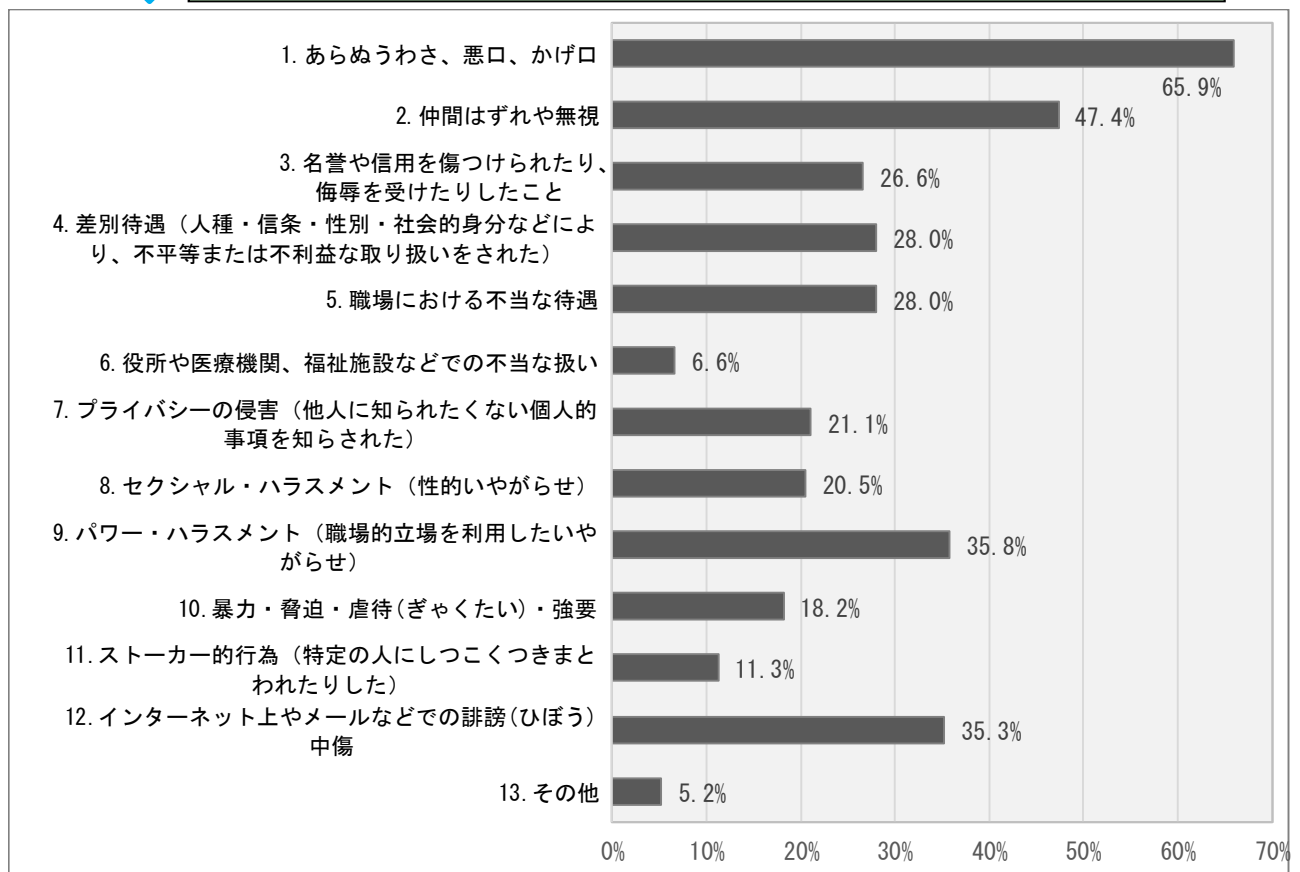
② 今の日本の社会は「人権が尊重されている」「人権が尊重されていない」と感じる割合が拮抗しており、前回調査に比して、どちらもその割合が減少していること（*設問5「今の日本の社会は人権が尊重されているか」から）

③ 自身の体験や周辺でのできごととして「職場等の身近な場所」でのハラスメントや不平等な扱い、インターネット上やメールでの誹謗中傷の割合が高くなっていること（*設問5-1「あなたが体験したことや周辺であったこと」から）

②『今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか』			
	今回調査 (2023 年度)	前回調査 (2013 年度)	増 減
1. そう思う	13.1%	22.8%	-9.7
2. いちがいいには言えない	73.3%	53.4%	+19.9
3. そう思わない	12.4%	20.7%	-8.3
不明・無回答	1.2%	3.1%	

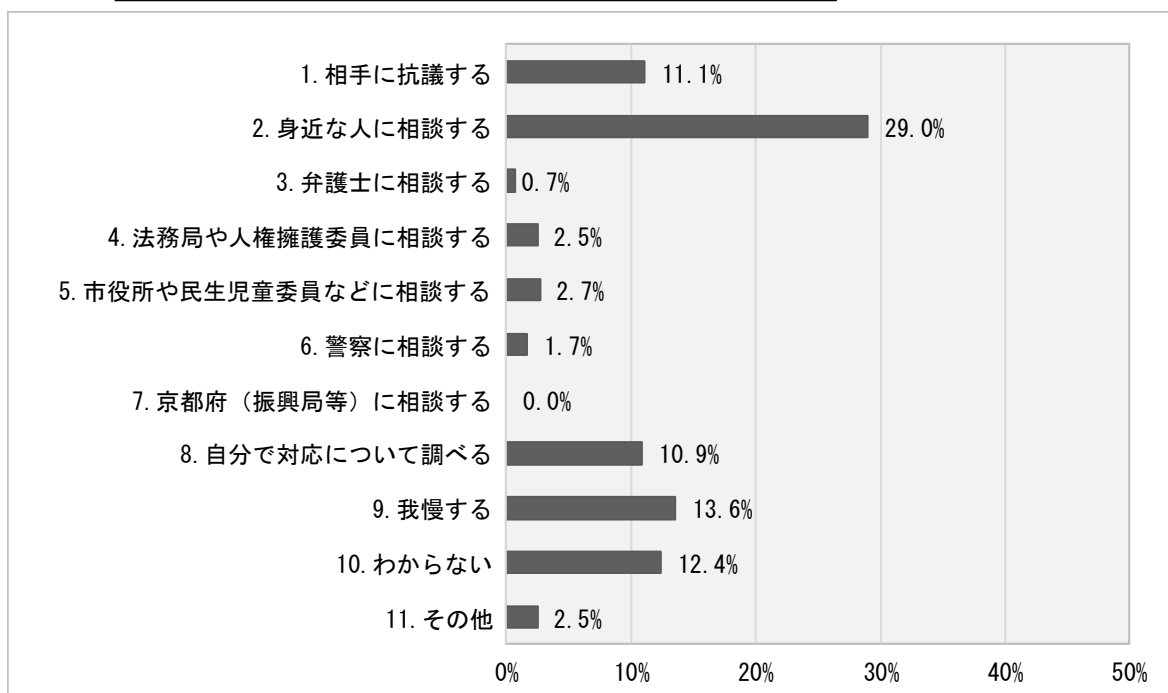


③「2. いちがいいには言えない」「3. そう思わない」と答えた理由として、どのようなこと（あなたの経験や周りであったこと）があるからですか。（複数回答可）



④ 公的な機関の人権相談窓口へ相談すると回答した割合が低い傾向にあり、自己処理や身近な人に相談するという傾向が高いこと（*設問7「人権を侵害された場合の対応について」から）

④「人権を侵害された場合に、まずどのような対応をしますか」



第Ⅲ章 南丹市がめざす人権が確立された社会

1 南丹市がめざす社会・・・「多様性を認めあい共に支えあう社会」へ

人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

(「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」前文から)

「世界人権宣言」において人類普遍の原理とされたこの理念は、この宣言より先に制定された日本国憲法においても、「法の下での平等」及び「基本的人権の尊重」として定められています。各地方自治体では、この憲法に基づき、人権を保障する様々な制度や取組が進められています。

南丹市では、「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現することで、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくこととしています。

本方針は、この条例の理念と目的に従い、多様性を認めあい、自分らしく生きるために自他の人権を大切にしながら暮らしていくことが「共に支えあう社会」(共生社会)の実現につながることや、さらには、人権が文化として確立していくことで、次世代に残すべき持続可能な共生社会の実現を図ろうとするものです。

人権文化とは、「人権教育のための国連10年」における universal culture of human rights の語訳で、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活のありようそのものをいいます。

2 めざす社会への歩み

人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持ち、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識の広がりが高まりのなかで実現されていきます。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するための多様な機会や場があることや、解決に向けた展望と具体的な道筋を共有していく気運の醸成が重要です。

本方針では、その道筋として次の2つのステップを踏みながら南丹市が目指す社会の実現へと進めることとします。

■第1段階：『多様な機会や場を通じた学びのなかで「気づくこと」』



■第2段階：『同じ気づきを持つ人を増やす行動をとおして「人と人がつながっていくこと」』



■ゴール目標：『人権が文化として確立された社会（共生社会）』の実現

第IV章 人権施策の取組に向けて

＝「3つの基本姿勢と取組の視点・基本とする取組」＝

基本姿勢【1】 「人権感覚・人権意識を高める」

《取組の視点》

- ① 多様性を認め合い共に支えあう社会（共生社会）の実現には、その基本部分である個々の人権意識の向上が不可欠であり、そのためには「いつでも どこでも 誰でも」学べる環境が必要です。これは、様々な機会や場を通じて学びを深める《生涯学習》に通じるものです。人権感覚・人権意識は、学校や家庭、職場や地域社会での人権の学びの中で芽生え育んでいくものです。
- ② 人権について学び、気づき、さらには主体的な行動に移していくことで、次第に行動している人同士のつながりができ、そのつながりの輪が他の輪と結びついていくことによって、多様な人が地域で活躍できる協働・参画社会の実現に向かっていきます。
- ③ 急速な少子化や核家族化、単身世帯化に加え、生活様式が多様化し、地域社会におけるコミュニティが希薄化している今日的な状況のなか、まちづくりや子育て、福祉活動等における様々な場面で、人と人がつながることの大切さを改めて確認する場面が多くなっています。人権感覚・人権意識の高まりは、このつながりの再生を促すための動きにもなり得ます。

[基本とする取組]

1) 工夫した学びの場の提供

学校教育では、すべての教育活動の中で人権教育が行われています。その後も間断なく学べるよう、生涯学習の展開など意識的に学ぶことができる場や機会をつくる必要があります。市民が広く深く学べるよう、講演会や各種イベントでの啓発活動、ICTを活用した効果的な情報発信の他、多様な人の交流の場や機会の設定など、より様々な形態をもって工夫した学びの場を提供していきます。

2) リーダーの育成・グループの育成

人権の学びに向かう場では、参加者に気づきを促し、学びの深まりへの誘いや学びを行動に移すためのグループづくりが必要です。そのためには、これらの役割を持つリーダーが必要です。このリーダーの育成に向け、参加者が学びやすい学習素材の開発やファシリテーション技術の向上に取り組みます。

[*ファシリテーション・・・会議などで議論を円滑に進める手法のこと]

3) 活動主体との連携

南丹市では、市民主体で組織された「南丹市人権教育・啓発推進協議会」

をはじめとする各種の人権等活動団体が積極的に活動を展開しています。

また、地域で貢献活動を行う個人やそれぞれの活動目的に沿った取組を進める自治会やNPOの他、市内企業等での活動を加えたこれらの取組は、教育・環境・福祉・まちづくり等、市民の日常生活に密接に関わる分野での取組であり人権課題の解決に通じるものです。これらの活動主体とさらに連携しながら人権教育・人権啓発の取組を進めます。

基本姿勢【2】 「多様化する人権課題への対応力と課題解決力を高める」

《取組の視点》

- ① 人権課題は多岐にわたっており、分野毎・課題毎に条約などによる国際的なガイドラインが示され、国や地方自治体では、これをベースとする法律や条例、制度を整備しながら人権に関する施策を推進しています。本市においてはこの人権施策の推進の歴史を踏まえながら、とりわけ「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「第2次南丹市人権教育・啓発推進計画」（2018（平成30）年度～2028年度）による取組を基本とします。
- ② すべての人には、性別・性的指向や性自認・年齢・障害の有無や種類・生まれ育った地域や環境・考え方などにちがひがあります。そして、すべての人は生まれながらにして平等に人権を享受し、生きていく権利があります。
同じ多様性の社会に共に生きるものとして、「多様性を学ぶこと」「多様性を認めること」はお互いの人権を尊重する共生社会の実現に向けては重要です。
- ③ 共生社会の実現には、学びとしての人権啓発・人権教育に加えて、人権侵害に対する救済を図る手立てが重要です。また、多様な人権相談・多様な人権侵害に対しては、当事者に寄り添う支援が重要であることを踏まえ対応します。

[基本とする取組]

1) 様々な人権課題に向き合う取組

- ・ 2018（平成30）年に策定した「第2次南丹市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、計画策定後における人権を取り巻く環境の変化や経過を考慮しながら、多様化かつ複雑化する人権課題に関する取組を進めます。
- ・ 社会情勢や時代の変化に応じて多様化かつ複雑化する人権課題の取組に向けては、その現状を把握し課題を抽出することで、それらの課題解決に向けた取組を進めます。

2) 人権擁護・相談に係る支援力向上の取組

- ・ 人権に関する相談に対して、適切な助言と情報提供を行います。併せて人権擁護委員や関係機関等との連携をさらに進め、人権侵害の発生や被害拡大の防止を図ります。

- ・ 多様化かつ複雑化する人権課題を反映した相談や人権侵害事象に対して、その対応に要する知識や課題解決力、相談援助に係る知識の修得など、本市役所の職員がもつべきスキルの向上を図ります。
- ・ 南丹市が対応した人権侵害の事象や相談事例などについて、個人情報に配慮した上で、庁内、関係機関等で情報と課題を共有し、課題の抽出と分析を行うことを通じて効果的な人権施策・事業の展開につなげていきます。

基本姿勢【3】 「人権を普遍的な文化へと高める」

《取組の視点》

- ① 人権を尊重することが日常生活のなかに普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることを自然に感じたり、考えたり、行動することが当然のことのようになっている社会のありようを「人権文化」と言います。
- ② この人権文化は、学びの積み重ねを通じた意識・行動の変容が促され、人のつながりが広がっていくことと合わせて、少しずつ根づいていくものです。生涯学習と人権意識・人権感覚の獲得とは密接な関係にあります。
- ③ 人権文化の広がりが高まりは、何に困っているのか等、耳を傾け相手を思う「想像力」を育むこと、他者との違いを認めあう「多様性の容認」ができること、お互いに支えあって生きる「共生の心」を育てていくことに大きく関係しています。
- ④ 人権を学ぶことによる自己啓発の高まりによって、人権侵害は許されないという人権文化の社会的機能が形成されます。

[基本とする取組]

1) 生涯学習としての人権教育の取組

- ・ 人権文化を築くための基本要素となるものが人権感覚・人権意識の高まりです。「人権」の視点を外すことなく、学校教育における人権教育を、その後も間断なく続けることで「生涯学習」としてしっかりと根づかせます。
- ・ 南丹市には、先人達が人権課題の解決に向けて取り組んできた歴史的事実があります。これを、人権課題についての気づきや学びの深まり、さらには主体的な行動へとつながる学習素材へと高めていきます。
- ・ 生涯学習としての人権教育が計画的・効果的なものとなるよう、発達段階や社会的な役割に応じた学習内容や手法、目標を設定しながら取組を進めます。

2) 人と人をつなぐ取組

- ・ 人権についての学びや気づき、そして主体的な行動へと変わっていくことで、次第に行動するもの同士がつながります。さらに、多様な人々が活躍することで多様な人権課題への意識と行動が広まったり高まったりします。人権文化を築く土台としての、この「人と人とのつながり」を促す取組を進めます。

第Ⅴ章 様々な人権問題への取組

1 様々な人権問題

ここからは、様々な人権問題に対する南丹市の基本認識やこれに基づく取組の方向性、現状と課題を概説します。

多岐にわたる人権問題に向き合い取り組むにあたっては、人々の多様性や感受性は重要な要素です。また、当事者との対話を通じた状況・背景の把握や、それぞれの人権問題に取り組む主体である関係団体との連携が不可欠です。

(1) 同和問題（部落差別）

【基本認識と方向性】

同和問題（部落差別）とは、歴史的に形成された様々な要因により、一部の人が経済的・社会的・文化的に虐げられ、現代社会においても一定の地域の出身あるいは居住していることなどを理由に、日常生活の中で排除、忌避、差別を受け、人間としての尊厳と権利の享受、自己実現を妨げられているという日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法によって保障された基本的人権の尊重は、市民が幸せに、安心・安全に暮らすための社会の基礎基盤であり、同和問題（部落差別）はこれを侵害された人権問題であるという本質から捉えつつ、この問題の解決に向けて引き続き市民との協働した取組を進めます。

【現状と課題】

南丹市においては、国の同和対策審議会答申（１９６５（昭和４０）年）にある「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という基本認識のもと、同和対策事業特別措置法（１９６９（昭和４４）年施行）」に基づく特別対策を施行し、積極的に同和問題の解決に取り組んできました。

国の「地域改善対策協議会の意見具申（１９９６（平成８）年）では、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」と明記されており、特別措置法の失効（２００２（平成１４）年）後も一般施策を活用した取組を進めています。

また、２０１６（平成２８）年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、すべての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念に照らし、「現在もなお部落差別は存在する」とし「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的としたものです。

しかし、現在もなお、身元調査やインターネットを使って、部落の所在地や出身者であることを暴露することや、差別を助長扇動する書き込みをするなどの人権侵害が発生している現状があります。改めて、人権問題の本質からとらえるべき重要な課題です。

なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

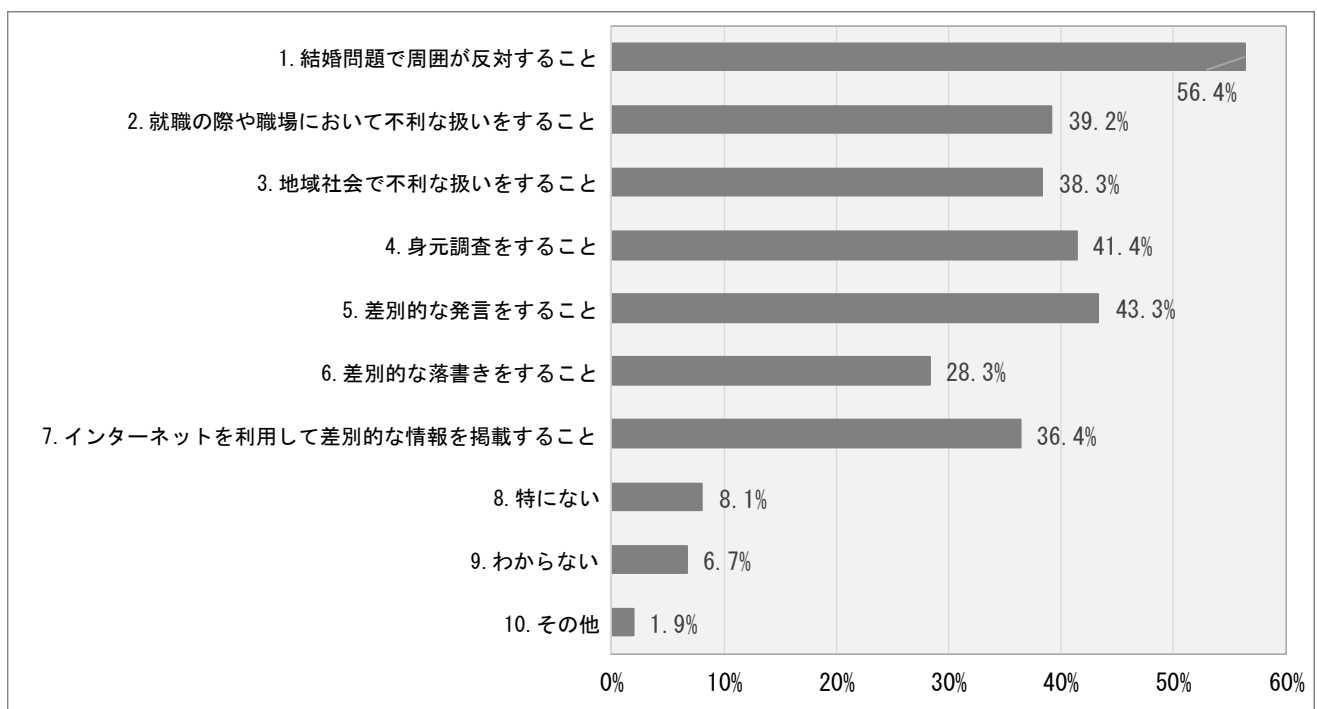
① 同和問題で特に人権上問題があると思われることについて、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.4%（前回調査52.9%）と最も多く、次いで「差別的な発言をすること」が43.3%（前回調査37.4%）、「身元調査をすること」が41.4%（前回調査35.6%）となっており、いずれも、2013年の前回調査より問題意識が高まっています。とりわけ、「（識別情報の摘示など）インターネットによる差別的な情報を掲載すること」は36.4%（前回調査22.2%）と、昨今の国内情勢を反映し、その割合が大幅に伸びています。

② 自分の子どもが結婚しようとしている相手が同和地区出身の人であった場合の対応としては、「子どもの意思を尊重する」が75.0%（前回調査72.2%）と最も多く、「結婚に反対する・認めない（「反対はするが、子どもの意思が固ければ仕方がない」を含む）」は8.6%（前回調査14.6%）であり、前回調査からは子どもの意思を尊重するという意識が高まっていますが、忌避意識がいまなお残っていると言えます。

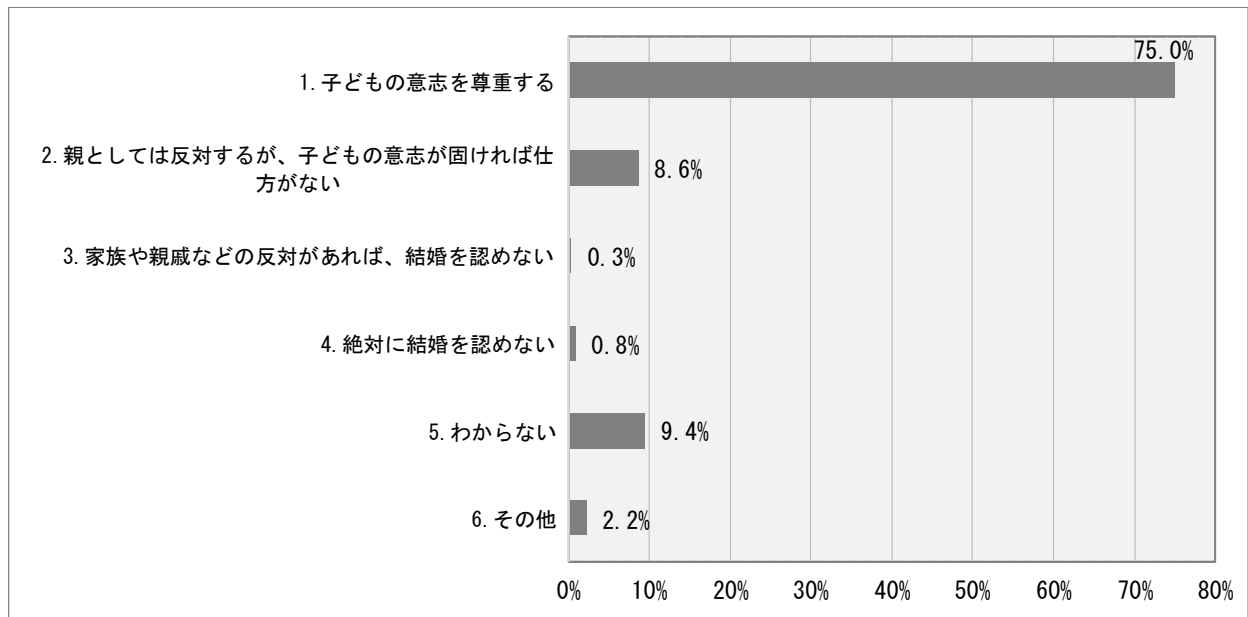
③ 家を買ったり借りたりする際に重視する条件について、「最寄りの駅や幹線道路へのアクセス」66.4%、「公共施設や商業施設、医療施設、公園・緑地」61.4%が上位を占めています。「近隣に同和地区がないか」は2.8%となっており、調査項目になかった前回調査との経年比較はできないものの、結婚に関する調査の結果と同様に、いまだ残る忌避意識の課題として押さえるべきものと言えます。

また、設問の回答項目にある「近隣に低所得者がいないか」「近隣に外国籍の市民が多いと言われてないか」の回答がいずれも全体の2%程度あり、同和地区への忌避意識と同様の課題として押さえるべきものと言えます。

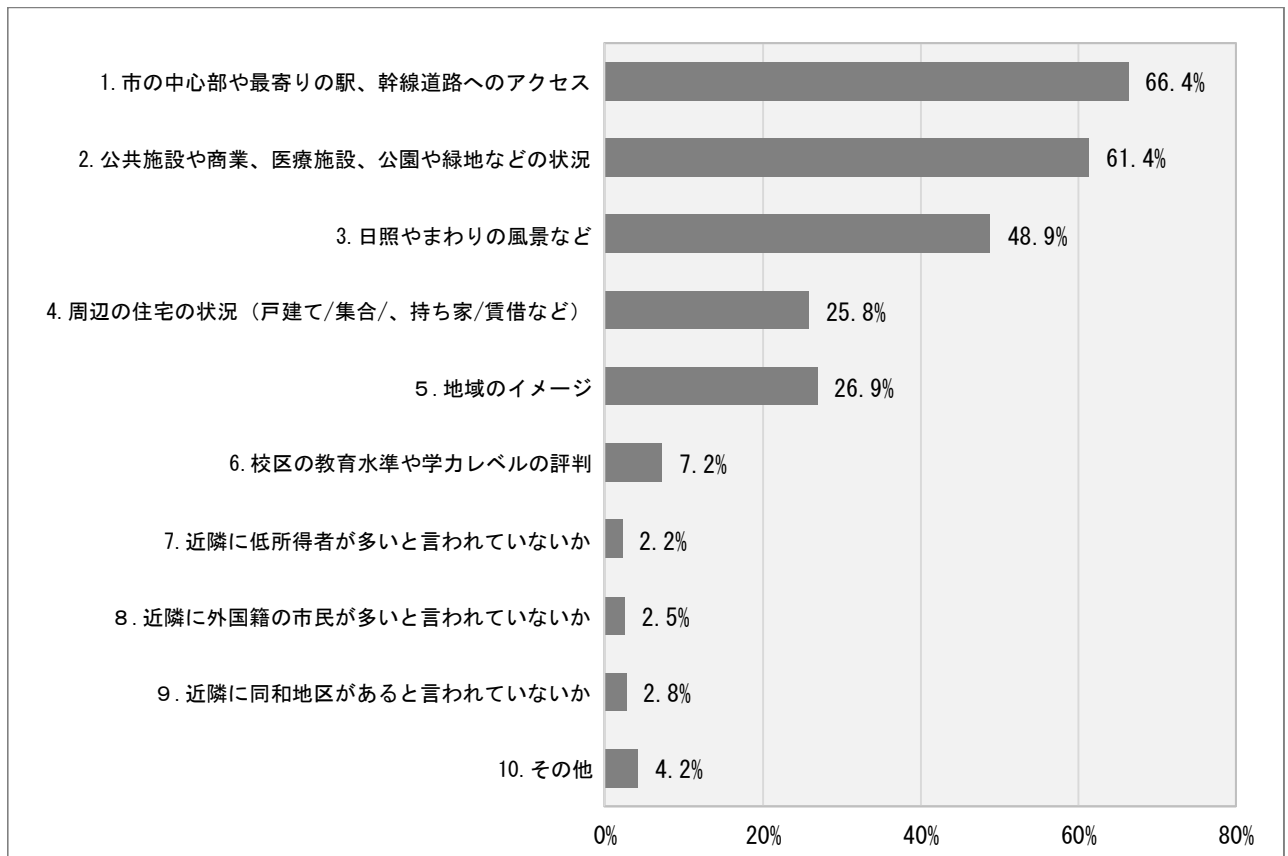
「同和問題で、特に人権上問題があると思うこと」（複数回答可）



「(親として) あなたの子どもと同和地区出身者との結婚に對しどう思うか」



「家を買ったり借りたりする場合に重視する立地条件について」(複数回答可)



(2) こどもの人権

【基本認識と方向性】

1959(昭和34)年に国連総会で採択された「児童の権利に関する宣言」は、「人類は児童に対して最善のものを与える義務を負うものである」とし、この宣言を踏まえた「児童の権利に関する条約」(日本は1994(平成6)年に批准)では「子どもに関するすべての施策において子どもの最善の利益が考慮されなければならない」とされています。また、こどもには、「健やかに成長する権利(生きる権利)」「すべての種類の差別や虐待、搾取から守られる権利(守られる権利)」「教育を受ける権利(学び育つ権利)」「自由に意見を表し活動する権利(参加する権利)」の4つの権利があります。

国においては、2016(平成28)年に「児童福祉法」が改正され、こどもが権利の主体であることと同時にこどもの「意見表明権」が明記されました。また、2022(令和4)年には「こども基本法」が成立し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、社会全体として総合的なこども施策の推進を図ることが宣言されました。

南丹市では「こども基本法」の成立を受けて「南丹市こども計画」を策定しています。国の「こども大綱」に沿い、「こどもまんなか社会」の実現をめざして、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるための計画策定と取組を進めます。

また、「第2次南丹市教育振興基本計画」では、〈人権が尊重される温もりある地域社会のなかで、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続けられるよう、地域社会総がかりでこどもたちを育ていく地域コミュニティの充実〉を目標に置き、学校・地域・行政の連携した取組を、社会の変化や要望に応じた教育環境を築き上げてきています。

〈学校・地域とともに守り育てる気風〉が、こども達の「自他の人権を大切にする」気づきや芽生えにつなげてきた取組の継続と併せて、すべてのこどもの人権が尊重される社会の実現に向けた施策の展開を図ります。

【現状と課題】

急速な少子化や核家族化の進展により、こどもや子育て世帯にとっての生活環境が多様化していることから、地域内での人のつながりや地域社会におけるコミュニティの希薄化が指摘されています。このような社会的背景のなか、児童虐待やいじめ、家庭の経済的格差によるこどもの貧困や、ヤングケアラーの問題、こどもの性被害などの問題が顕在化しています。

南丹市では、これらの問題に対する一つの土台づくりとして、地域コミュニティと子育てという観点から、府内でもいち早く、「学校運営協議会制度(*1)」や「地域学校協働活動(*2)」の導入を進め〈地域と学校が協働しこどもを守り育てる基盤と気風づくり〉を進めてきています。地域の温もりのなかに育つこどもたちに芽生える「人権」への気づきは、自他の人権を大切にするという姿勢につながっていきます。

また、いじめ問題については、「南丹市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは誰もが被害者にも加害者にもなりうる」「いじめは命に関わる重大な人権侵害である」という基本的な考え方を踏まえ、「未然防止・早期発見・早期解決が重要である」という姿勢をもって、市、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を進めています。

こどもの貧困対策に際しては、「南丹市子どもの未来応援プラン」に基づき、こどもの貧困を経済的な問題のみならず、様々な事情に起因する衣食住の不足、生活習慣の乱れ、心身の不健康、学力や意欲の低下など様々な困難に直面しているこどもの状態を「貧困」と定義します。こどもの将来がその生まれ育った環境によって大きく左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会をめざし、対策を総合的に進めます。

これらの様々な課題を踏まえて策定する総合的な「南丹市こども計画（*初版）」は、この基本方針と同じ策定期間となることから、考え方の基盤に「人権尊重」の理念を反映し、人権の主体としてのこどもからの意見聴取やこどもの権利擁護を図ることなど、関係部署間での情報共有と連携をとりながら、総合的な取組を進めていくこととします。

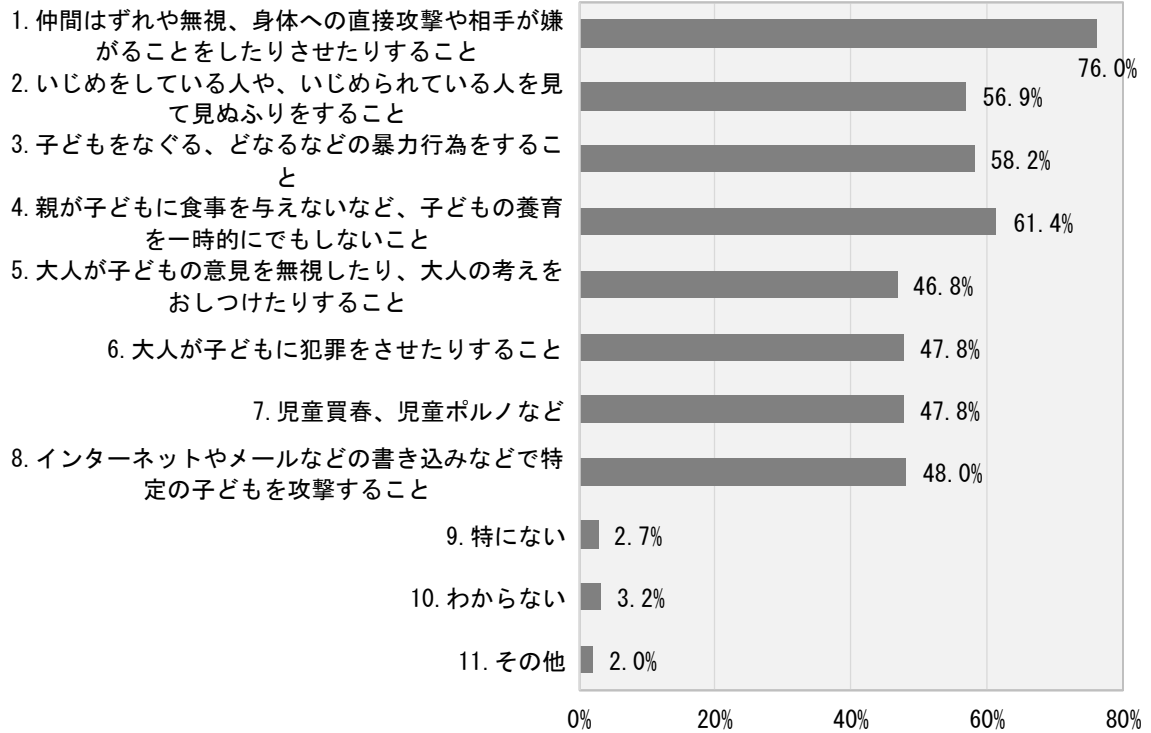
なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

- ① こどもに関することで特に人権上問題があると思われることについて、
「仲間はずれや無視、身体への攻撃やいじめ」が76.0%（前回調査72.5%）と最も多く、これに次ぐ「親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育をしないこと」61.4%（前回調査49.5%）は、前回調査からネグレクトに対する人権課題意識が高くなってきていると言えます。また、「子どもをなぐる、どなるなどの暴力行為」58.2%（前回調査45.5%）を人権上問題があるとする回答割合も前回調査に比して高くなっており、児童虐待防止への意識の高まりと言えます。しかし、これを人権課題として意識しない状況が、いずれも約4割であることから、引き続き、意識を変えていくための取組が必要と言えます。
- ② こどもの人権を守るために必要と思うことについては、「子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える」が57.2%（前回調査66.9%）と最も多く、前回調査からは低くなったものの、こどもの意識が変わることとする回答割合が高いことがわかります。他方、「家庭の教育力を高める」41.8%（前回調査45.5%）や「学校の教育力を高める」38.9%（前回調査では選択項目なし）、「地域の教育力を高める」28.5%（前回調査では選択項目なし）となっており、「子どもに対する相談体制を充実する」46.5%（前回調査34.8%）等の意識も含め、こどもを取り巻く「大人社会のあり方」に関する回答割合が上位にあります。

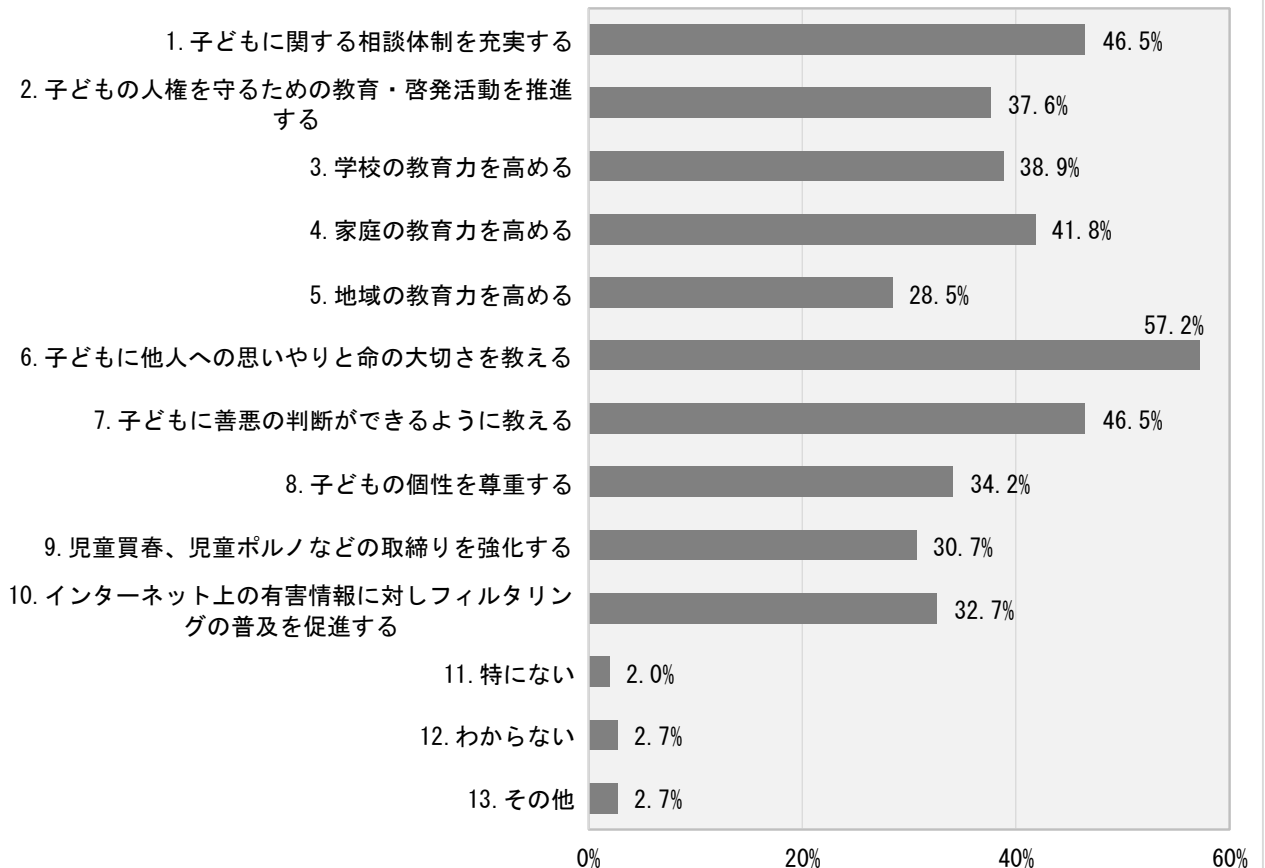
- | |
|--|
| <p>(*1) 学校運営協議会・・・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置する学校運営及び運営への必要な支援などを協議する機関</p> <p>(*2) 地域学校協働活動・・・地域全体で子ども達の学びと成長を支えるとともに学校を核とした地域づくりをめざして地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動</p> |
|--|

【註】「こども」という表記について・・・こども基本法（令和4年法律第77号）における定義上では、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こどもとは、心身の発達の過程にある者」（*傍点は本方針策定編集時に記載）と表記される等、「こども」と表記されています。本基本方針においても、この定義に照らした表記としています。

「子どもに関することで、人権上、特に問題があると思うもの」（複数回答可）



「子どもの人権を守るために必要と思うこと」（複数回答可）



(3) 女性の人権

【基本認識と方向性】

個人の尊厳と法の下での平等をうたった日本国憲法の理念から導かれる男女平等の実現に向けた国・地方公共団体や国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進が日本社会における最重要課題とした「男女共同参画社会基本法（１９９９（平成１１）年施行）」を踏まえ、南丹市においては、男女が性別に関わらず、一人ひとりの多様な個性、互いの自分らしさを認めあって生活できる社会の実現をめざして、２０１５（平成２７）年に「南丹市男女共同参画推進条例」を制定しました。この理念は、「南丹市男女共同参画行動計画」（２０２４（令和６）年に第２次改訂版の中間見直しをしています。）において、固定的な性別役割分担意識の解消や、地域社会をはじめとする様々な意思決定や方針決定の場への女性参画に向けた方向性を明確にしたところです。

引き続き、この条例の理念に基づき、様々な分野において対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めます。また、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている配偶者による暴力（いわゆるＤＶ）について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（２００１（平成１３）年施行）」に基づいたＤＶ防止及び被害者の保護・自立支援を推進し、暴力による支配関係のない社会の実現をめざした取組を進めます。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けたありようのひとつに、女性も個性と能力を十分に発揮できるという職業生活における活躍状況があります。これを促すことを目的とした「女性活躍推進法」が２０１９（令和元）年に改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性の職業生活における活躍に関する情報公開等が追加されました。

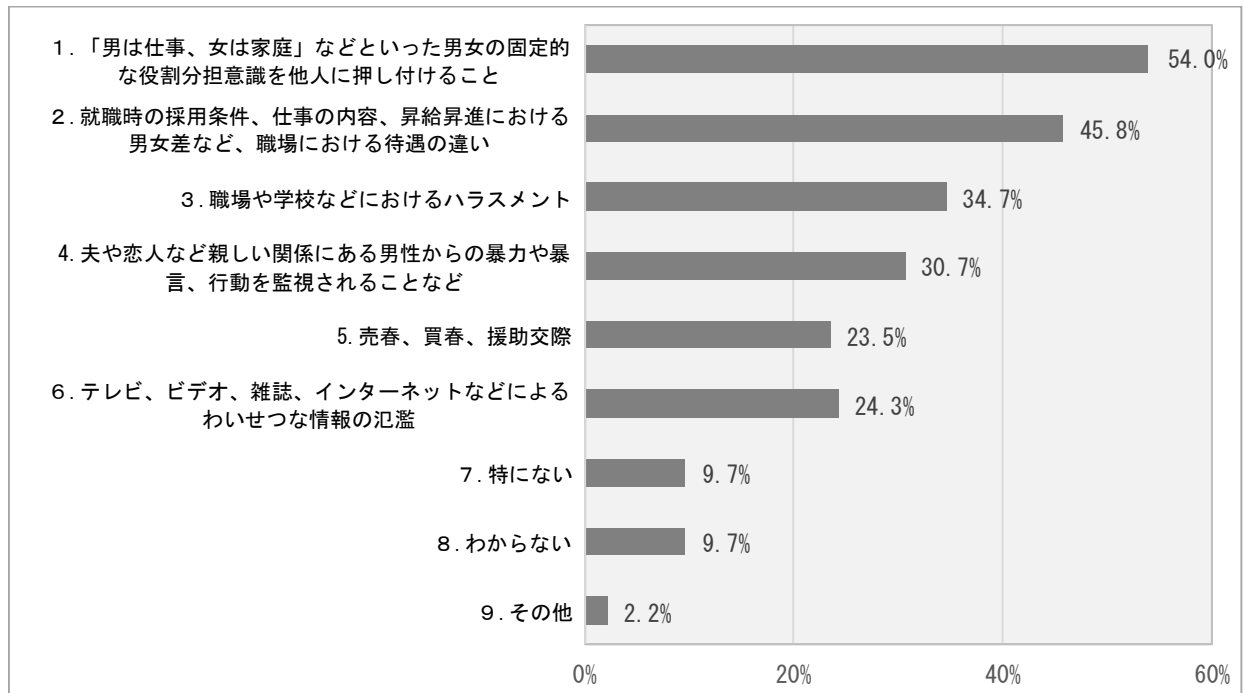
また、配偶者等に対する暴力の問題は男女共同参画社会の実現に向けて大きな阻害要因となるものです。内閣府の調査によると、ここ数年間のＤＶに係る相談件数は全国的に高い水準で推移しており、本市においても増加傾向にあります。

なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

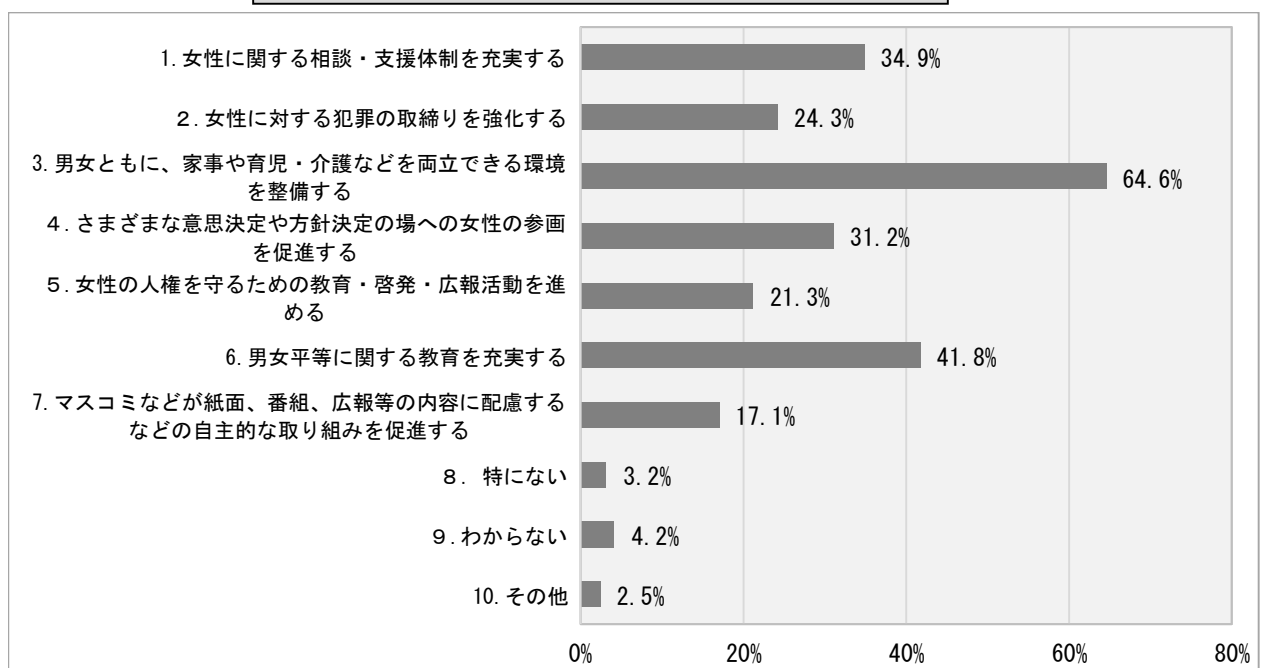
- ① 女性に関することで特に人権上問題があると思われることについて、
「男は仕事、女は家庭」などの男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が５４．０％（前回調査４１．８％）と最も多く、前回調査からは１２．２ポイント高くなっています。また、性別による固定的な役割分担を人権上の問題と感じる意識と、そのように感じない意識の割合とがほぼ拮抗していることも読み取れます。
- ② その他、人権上の問題として、「就職時の採用条件や仕事内容・待遇における男女差」とする回答が４５．８％（前回調査４１．２％）で、「職場や学校でのハラスメント」や「ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）」がいずれも約３割（前回調査は３割未満）となっています。女性と就職・仕事、ハラスメント・ＤＶを課題とする意識割合の経年変化はあまり見られない状況にあります。

- ③ 女性の人権を守るために必要と思うことについては、「男女ともに、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備」が64.6%（前回調査62.3%）と最も多く、「男女平等に関する教育を充実する」が41.8%（前回調査34.4%）と続き、男女共同の観点からの制度整備や教育の充実を挙げる意識が前回調査に比べて高くなってきています。

「女性に関することで、人権上、特に問題があると思うもの」（複数回答可）



「女性の人権を守るために必要と思うこと」（複数回答可）



(4) 高齢者の人権

【基本認識と方向性】

団塊の世代がすべて75歳を越え、後期高齢者となる2025年を迎えるにあたり、今後、どのように社会保障などのしくみを維持し高齢者の生活を支えていくのかということが大きな課題（いわゆる「2025年問題」）となっています。南丹市における高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は36.1%（2023（令和5）年9月末現在）で年々上昇を続け、高齢化が進んでいます。また、2040年には40%に迫ると推測されます。

このような「超高齢化社会」を見据えながら、高齢者が日々健やかに過ごせるように、また、何らかの支援が必要となったときにも自分らしさを大切にでき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現をめざしています。特に、2011（平成23）年の介護保険法改正や2014年（平成26）年の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い「地域包括ケアシステム」の実現に向けた市町村の役割がますます重要となってきています。

南丹市においては、「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をもって、医療、生活支援、予防、介護及び住まいの5つのサービスを一体的に切れ目なく提供することで、高齢者が医療介護等の支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送ることができる地域づくりに向けた施策・事業の取組を進めます。

2024年（令和6年）3月に策定した「南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」では〈健康で生き生きと、つながりながら暮らせるまち〉を基本理念として、人の尊厳を大切にすることにつながるのと視点をもって、地域包括支援センターを中心にした「地域包括ケアシステム」の更なる深化をめざした取組を進めます。

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行とあいまって、高齢化が進むなか、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者や要介護者が増加しています。これらを背景に、地域社会での孤立、高齢者への虐待、消費者被害や詐欺被害、強盗被害などが発生しています。

加えて、「老々介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」などと表現される介護者の過重負担が高齢社会の問題となっています。「南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に際して65歳以上を対象に実施したアンケートによると、「一人暮らしとなっても、現在住んでいる自宅や地域で過ごしたい」と答えた人は47.7%で、前回策定（2021（令和3）年）時から約5ポイント増加しています。地域における見守りや声かけ、生活支援等の一層の充実が必要であることを示しています。

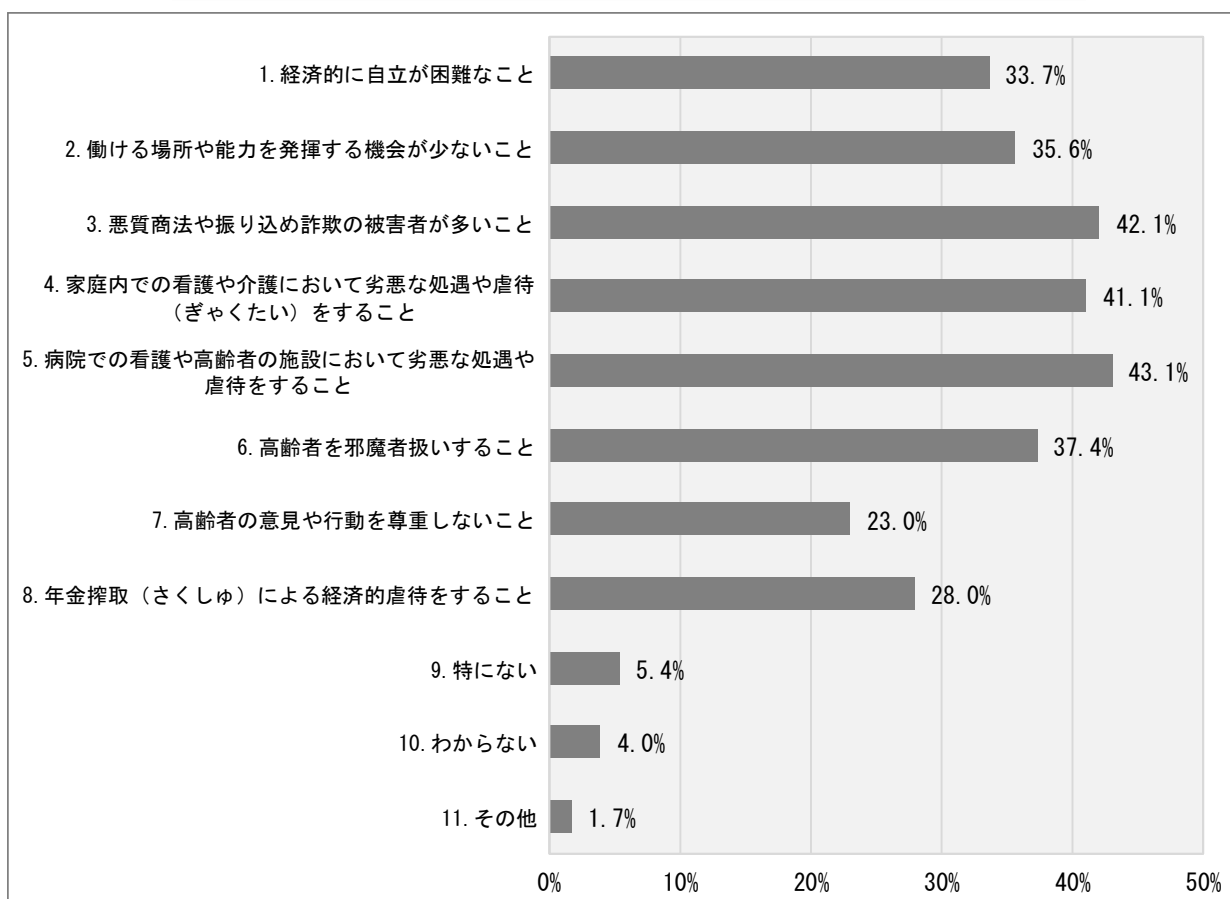
なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

- ① 高齢者に関することで特に人権上問題があると思われることについて、
「病院での看護や高齢者の施設における劣悪な処遇や虐待」が43.1%（前回調査36.9%）と最も高く、次に、「悪質商法や振り込め詐欺の被害」42.1%（前回調査29.6%）、「家庭内での看護や介護における劣悪な処遇や虐待」41.1%（前回調査35.2%）となっており、いずれも前回調査より6

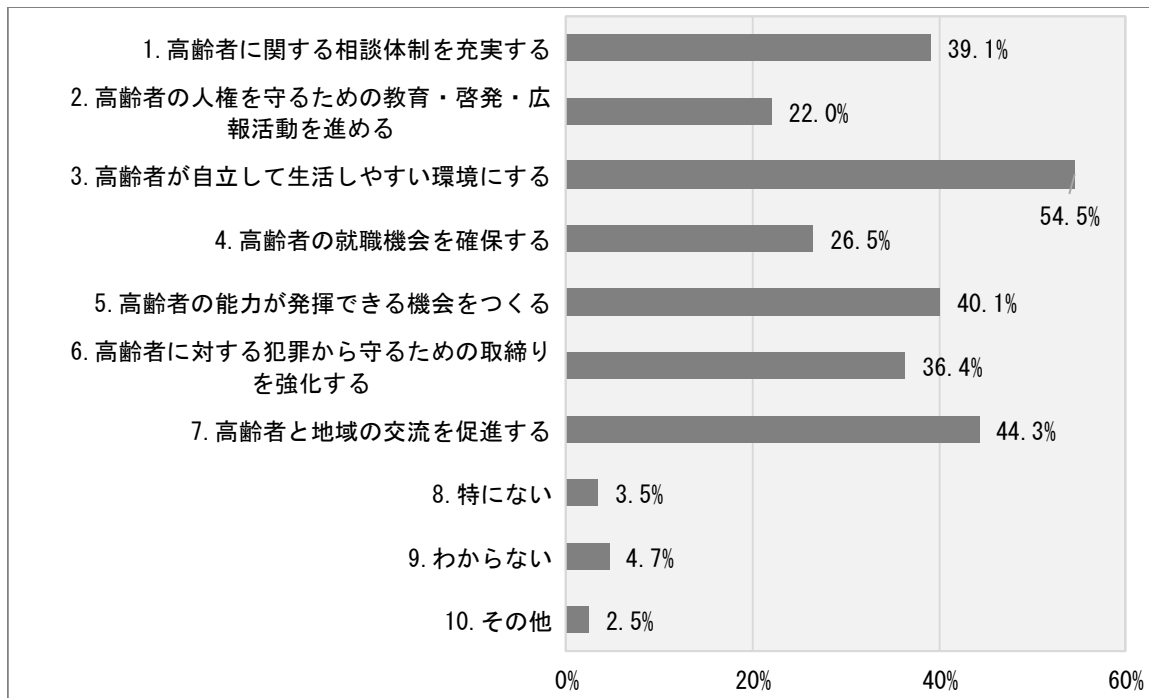
ポイントから 12 ポイント高くなっています。特に、悪質商法や詐欺への関心は、今日の社会問題を反映した結果となっているものと言えます。

- ② 高齢者の人権を守るために必要と思うことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が 54.5%（前回調査 60.5%）と最も高く次に「高齢者と地域との交流を促進する」44.3%（前回調査 48.2%）、「高齢者の能力が発揮できる機会をつくる」40.1%（前回調査 42.4%）となっており、高齢者の人権課題について、制度等を含む社会的配慮や地域コミュニティとの関連から考えようとする意識の傾向があるものとしてとらえることができます。

「高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思うもの」（複数回答可）



「高齢者の人権を守るために必要と思うこと」（複数回答可）



（５）障がいのある人の人権

【基本認識と方向性】

南丹市では、２０２４（令和６）年に「第４期南丹市障害者計画」「第７期障害者福祉計画」「第３期障害児福祉計画」を策定し、基本理念であるところの「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち」の実現をめざして施策を取り組んでいます。それぞれ、「障害者計画」「障害福祉計画」は「障害者基本法」に基づき、障がい者の施策に関する基本的な事項や「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の方策について定めています。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づき、同法で定める障害児通所支援や相談支援の提供体制の確保等に関することを定めています。これら３つの計画をもって、基本理念を軸に置きながら、より一層、地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現をめざします。

また、学校現場では、障がいのある子どもたちへの教育について「インクルーシブ教育」（*１）を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を図り、すべての子どもたちが互いを認め合い、尊重し合い、高めあう教育を基本においた学校（園）づくりが進められています。社会のなかにおいても同じく、障がいのある人もない人も、主体的に生き生きと、ともに尊重しあいながら安心して暮らせるまちをめざしていくことが必要です。

（*１）インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶためのシステムが構築された教育

【現状と課題】

2006（平成18）年、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束である「障害者の権利に関する条約」が国連で採択されました。日本においては、1970（昭和45）年に制定された「障害者基本法」の改正（2011（平成23）年）がされ、障がいの定義を個人の心身機能による「医療モデル」から、社会的な事物、制度、慣行等にかかる「社会的モデル」への転換が図られました。

さらに、障がい者への合理的配慮を求めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（2013（平成25）年）」の制定等、障がい者の権利に関する国内法を整備し、2014（平成26）年に同条約を批准しました。

また、2016（平成28）年には「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、公的な機関に対しては合理的配慮を法的義務とし、民間事業者に対しては努力義務とされました。その上で、2024（令和6）年には、民間事業者も努力義務から義務へと改められています。

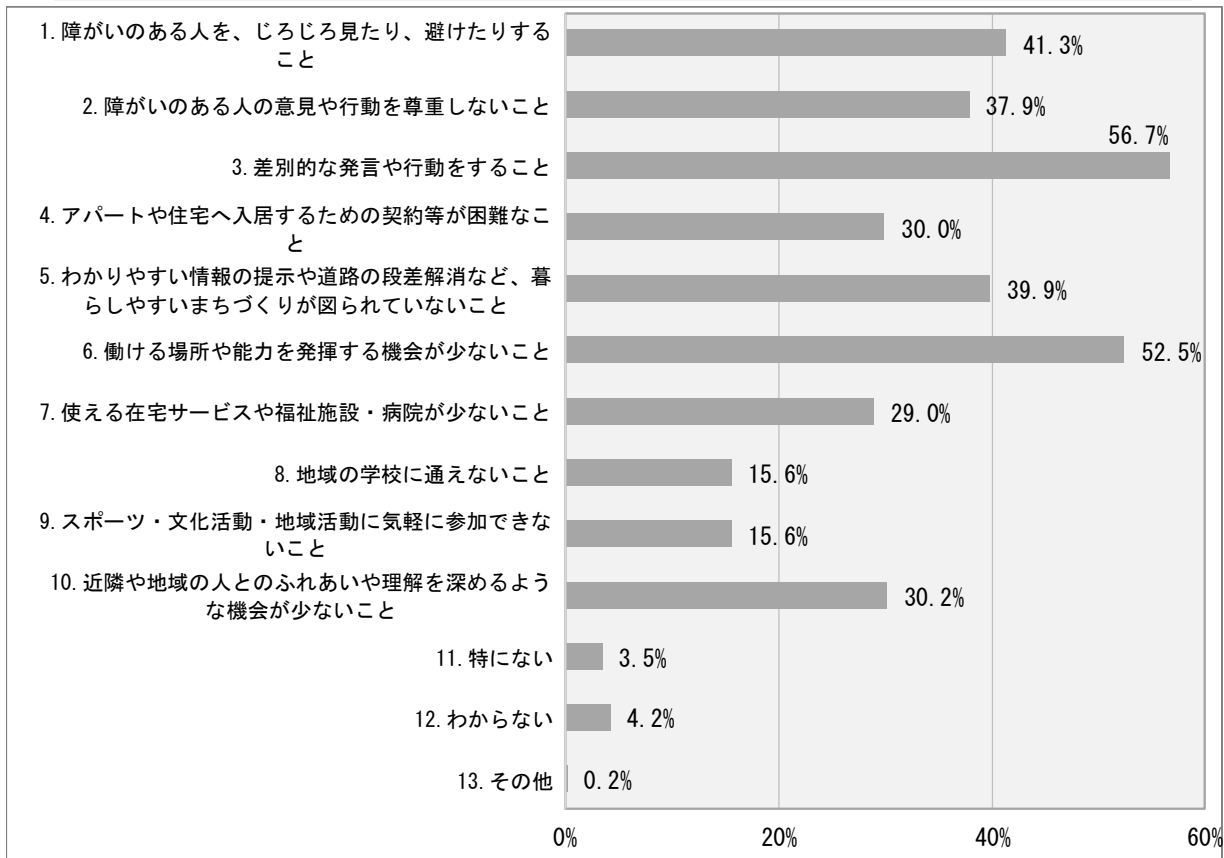
このように様々な法整備を図るなかで、障がいのある人が地域社会で生活していくための支援は進んできていますが、差別解消の仕組みを充実させることなど、依然として課題もあります。

なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

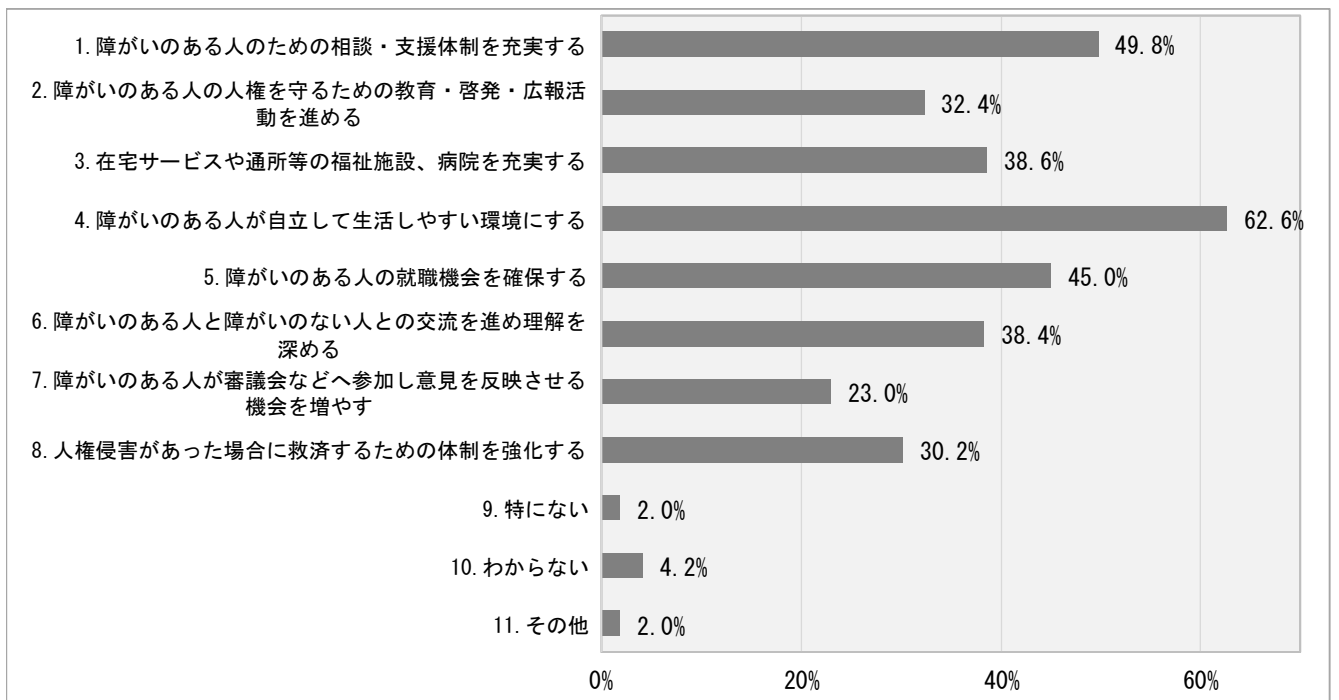
- ① 障がいのある人が地域社会で生活する上で、特に人権上問題があると思われることについて、「差別的な発言や行動をすること」が56.7%（前回調査48.0%）と最も高く、次に「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」52.5%（前回調査46.4%）となっており、前者の項目は、障がいのある人を保護すべき存在であるとする認識を問うもので、後者の項目は、障がいのある人が個人として自己の能力を発揮できるための権利主体であるとする認識を問うものですが、いずれも前回調査を上回っています。
- ② 障がいのある人の人権を守るために必要と思うことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が62.6%（前回調査62.5%）と最も高く、個人としてふさわしい生活が保障される権利の主体という認識が高いといえることが言えます。続く「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」の49.8%（前回調査40.6%）にも、この認識に加えて、必要な保護をすべき存在としての認識も含まれたものであり、必要な保護をすべき存在とする旧来の認識と、権利主体としての存在であるとの認識の両面から、障がいのある人の人権を守ることが必要であるとの意識傾向としてとらえることができます。



「障がいのある人が地域社会で生活するに際し、人権上、特に問題があると思うもの（複数回答可）」



「障がいのある人の人権を守るために必要と思うこと」（複数回答可）



(6) 外国人・外国にルーツのある人の人権

【基本認識と方向性】

近年のグローバル経済の進展と国際交流の活発化に伴い、我が国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法では権利の性質上から日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく基本的人権を保障しています。南丹市では、将来に向けたまちづくりの最上位計画として策定した「第2次南丹市総合振興計画」の中の8つの基本方針の内のひとつである「つながりのあるまちづくり」の実現を図ることとしています。

そのために、市内に住む外国人が地域の一員として安心して暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが国際的視野に立ち、互いの人権や文化を認め、尊重しあう多文化共生の地域づくりをめざします。また、日本以外の国や地域にルーツのある人を含め、すべての人が社会の一員として参画し、心豊かに暮らせるよう、それぞれのルーツを尊重し、ちがいを認め合い多様性への理解の深まりを促すことによる多文化共生社会の実現をめざします。

【現状と課題】

国内で働く外国人は増加傾向にあり、一方で不安定な雇用状況と不十分な日本語習得などによる多くの問題の発生や、言葉や習慣、文化のちがいによる理解不足など、就労や生活上での偏見や差別が生じています。南丹市における外国籍住民は、近年増加しており、現在では600人超（令和7年1月現在640人）の外国籍住民が日々、暮らしています。このような状況を踏まえ、本市では、外国籍住民への日本語学習支援や多言語（「やさしい日本語」を含む）での情報提供の他、各種交流事業等を南丹市国際交流協会等の関係機関と連携を通じて取り組んでいます。

日本には外国にルーツのある人々が様々な理由で暮らしています。日本統治時代に日本人として渡日することとなり、戦後も日本で暮らしている朝鮮半島や台湾からの渡日者や、ブラジル日系人などの戦後日本に来て永住者や定住者となっている人々、留学や就業のために日本に住んでいる人々など、その背景とするものは様々です。外国籍住民への偏見や差別、不利益が生まれる要因には、外国籍住民との交流の乏しさや、文化や民族的背景、歴史への理解不足があります。

インターネット上には、民族や国籍に基づく偏見や誹謗中傷をはじめとする差別的な書き込みが存在しています。特に、ヘイトスピーチは地域社会から排除しようとする不当な差別的言動です。2016（平成28）年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないことを宣言しています。

この法律の趣旨を十分に踏まえながら、引き続き、それぞれのルーツを尊重するとともに多様性への理解促進を図っていく必要があります。

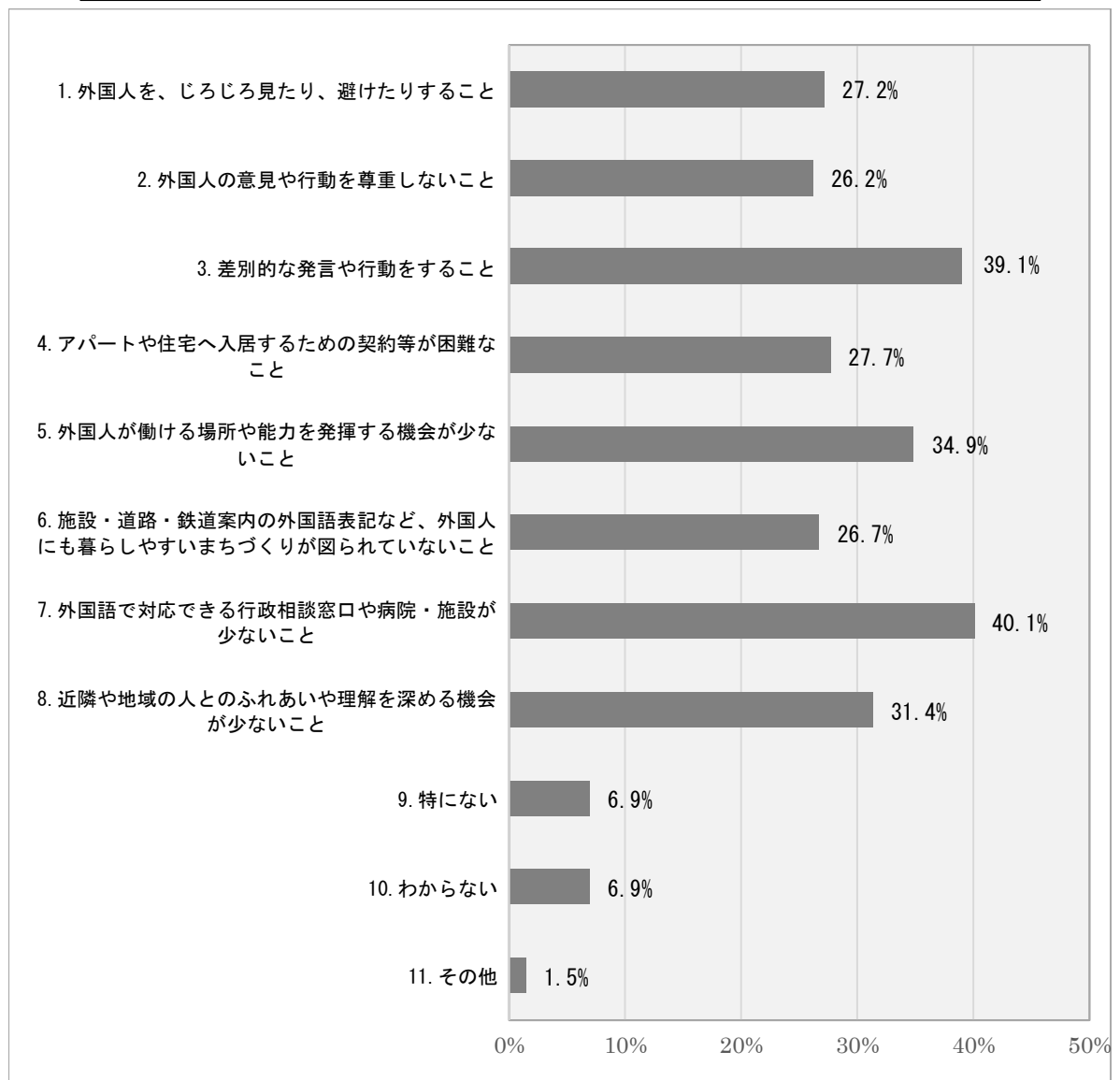
なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

- ① 外国人が地域社会で生活する上で、特に人権上問題があると思われることについて、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が40.1%（前回調査32.3%）と最も高く、次に「差別的な発言や行動をすること」39.1%（前回調査30.2%）となっています。

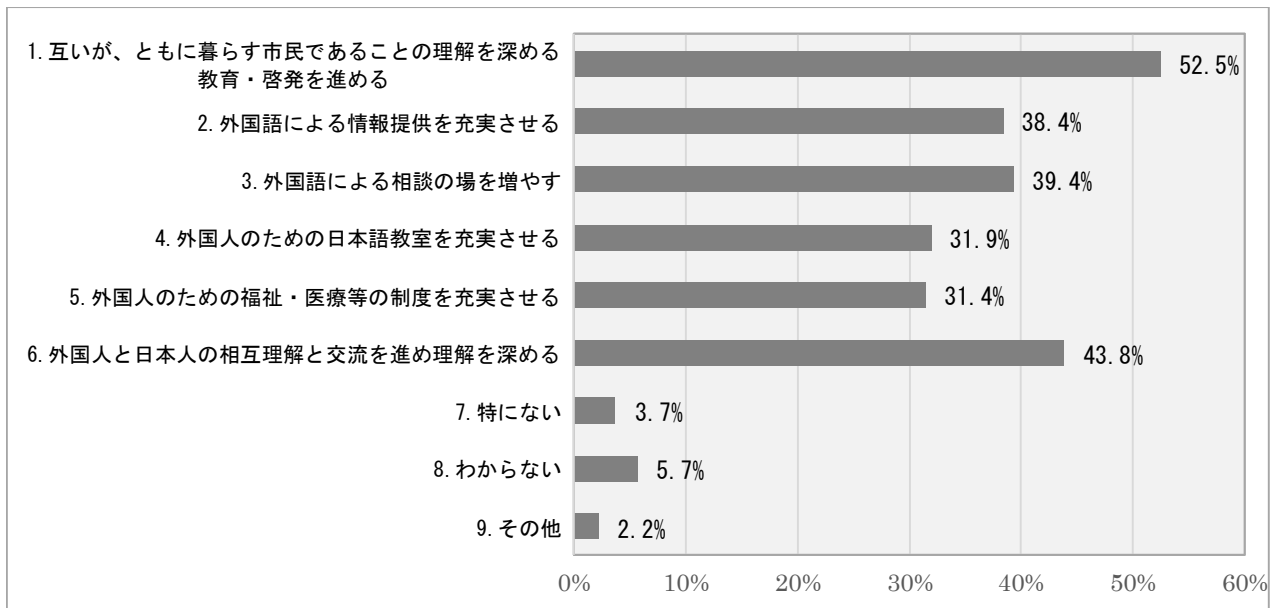
② 外国人の人権を守るために必要と思うことについては、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める教育・啓発を進める」が52.5%（前回調査47.4%）と最も高く、次に「外国語による相談の場を増やす」39.4%（前回調査23.0%）となっています。

③ 調査結果からは、「差別的な発言や行動」への批判と、差別的な発言・行動をなくしていくための「人権教育・啓発の必要性」の認識が、いずれも前回調査から5ポイント以上高くなってきていること、外国人にやさしい施設機能や相談場所が必要であるという意識についても、前回調査の結果からは、10から16ポイント近く高くなってきています。

「外国人が地域社会で生活するに際し人権上、特に問題があると思うもの」（複数回答可）



「外国人の人権を守るために必要と思うこと」（複数回答可）



（７）性的指向や性自認を理由とした人権問題

【基本認識と方向性】

人の性のあり方（要素）は多様であり、私たちの中には、性的指向（好きになる相手の性）や性自認（自分の性別に対する認識）、体の性（身体の性）、表現する性（性表現）があると言われ、そのありようも人それぞれです。この多様な性の中で、性的マイノリティである人は、LGBTやLGBTQ+などと呼ばれています。しかし、この多様な性や性的マイノリティに対する正しい知識や理解の不足により、偏見や差別の対象となっている現状があり、そのため、性のあり方を周囲に打ち明けられずに苦しむ人たちがいます。

また、「男性か女性かの二者択一での性別規定」や「異性愛のみが正しいかのような見方」といった旧来の性区分や性のあり方を前提とした価値観により、社会生活を送る上での支障を感じたり、不利益を強いられたりすることがあります。

南丹市では「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」の理念・目的を踏まえ、2024（令和6）年4月から「南丹市パートナーシップ宣誓制度」（*1）を導入しており、多様性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、性的マイノリティである人がいきいきと生活できる共生社会の実現に向けて、また、この制度の導入が性の多様性に関する正しい認識の広がりにつながることから、さらにこの制度の周知を図りつつ、この課題に対する理解の促進を図るための取組を進めます。

（*1）パートナーシップ宣誓制度・・・同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQ+等と表現される性的少数者のカップルに対して「結婚に相当する関係」である証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度

【現状と課題】

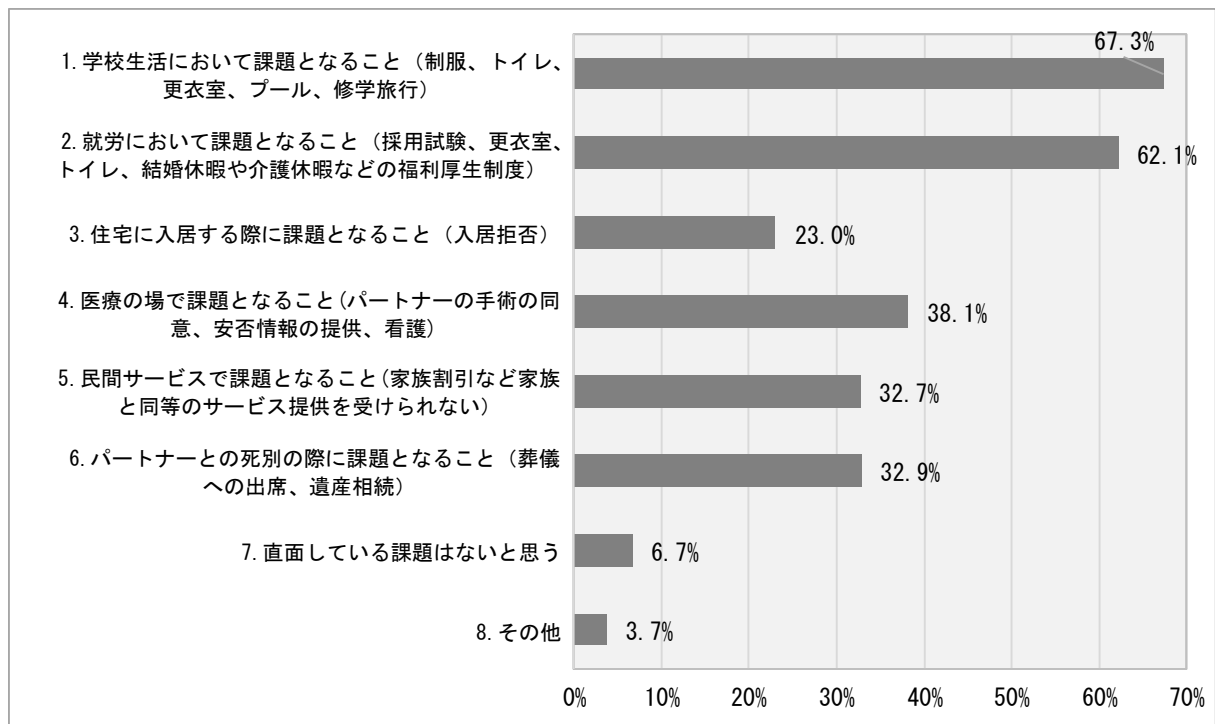
国においては2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件のもとで戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに2008（平成20）年における同法の改正により性別変更ができる特定の条件が緩和されています。

このような国の動きや、各自治体での取組により、理解は少しずつ進んでいますが、依然として、偏見や差別などにより生きづらさを抱えている人々がおり、この問題に対する理解の促進を図る必要があります。また、日常生活の様々な場面で、自分が性的マイノリティの当事者であることを家族や周囲に言えないことや、アウティングによる人権侵害も重大な課題となっています。引き続き、性の多様性に対する正しい知識や理解を促す取組が必要です。

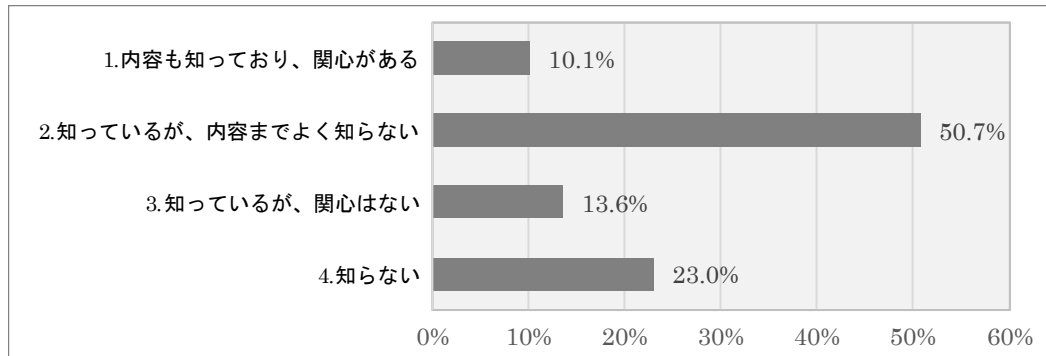
なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

- ① 性的マイノリティの方が日常生活で直面していると思う課題について、
「学校生活での課題」が67.3%と最も高く、次に「就労における課題」が62.1%となっています。この意識が性的マイノリティ当事者の困りごとや生きづらさに向き合ったものであるかどうかは課題となります。
- ② パートナーシップ制度の認知度について、「知っているが、内容までよく知らない」が50.7%であり、「知っているが、関心はない」13.6%、「内容も知っており、関心がある」10.1%を含めると約75%弱の人が知っているものの、約65%は内容理解までは到達していないという状況にあることがわかります。

「LGBTQ+の方が、日常生活で直面している課題として思うもの」（複数回答可）



「パートナーシップ」を証明する制度を導入している自治体について知っているか



(8) その他の人権問題

【基本認識と方向性】

ここまで記載してきた個別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在しています。社会・経済構造の変化などに伴い、今後、さらに多様化・複雑化した新たな人権問題が生じることが予想されます。

また、それぞれの人権問題には、必ず人権侵害を受けた当事者が存在しており、その当事者や身近な人にとっては極めて深刻な問題となっています。先述してきた人権問題と同様に、これらの問題に向きあう際には、自分とは異なる人の立場になってみようとす「想像力」を働かせることが大切です。南丹市では、これらの課題や新たに生じる人権問題に対しても、それらの解決につながるよう、教育や啓発を通じて人権への気づきを促す取組を進めます。

【現状と課題】

今日の社会には、ハンセン病元患者やその家族の人権問題、エイズ患者やHIV感染者やその家族の人権問題、先住民族であるアイヌの人々の人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人やその家族の人権問題、ホームレス（野宿生活者）の人権問題、北朝鮮当局による拉致問題に関する人権問題、人身取引などの問題が根強く残っています。

また、近年では、東日本大震災に伴う人権侵害や、この大震災に関わらず、これら大きな災害発生時には、避難所生活を余儀される中で起こるプライバシー侵害のほか、風評に基づく差別的扱いなどの二次被害が引き起こされるなど、新たな人権問題となっています。こうした差別が起こる原因には、主として差別する側の知識・理解不足にあると考えられ、その背景には、変化する社会状況や社会的な立場の違い、差別する側の不安感などが複雑に絡み合い、様々な人権問題の形となって表れていると考えられ、「命」と密接に関わる身近な人権課題としてとらえる必要があります。

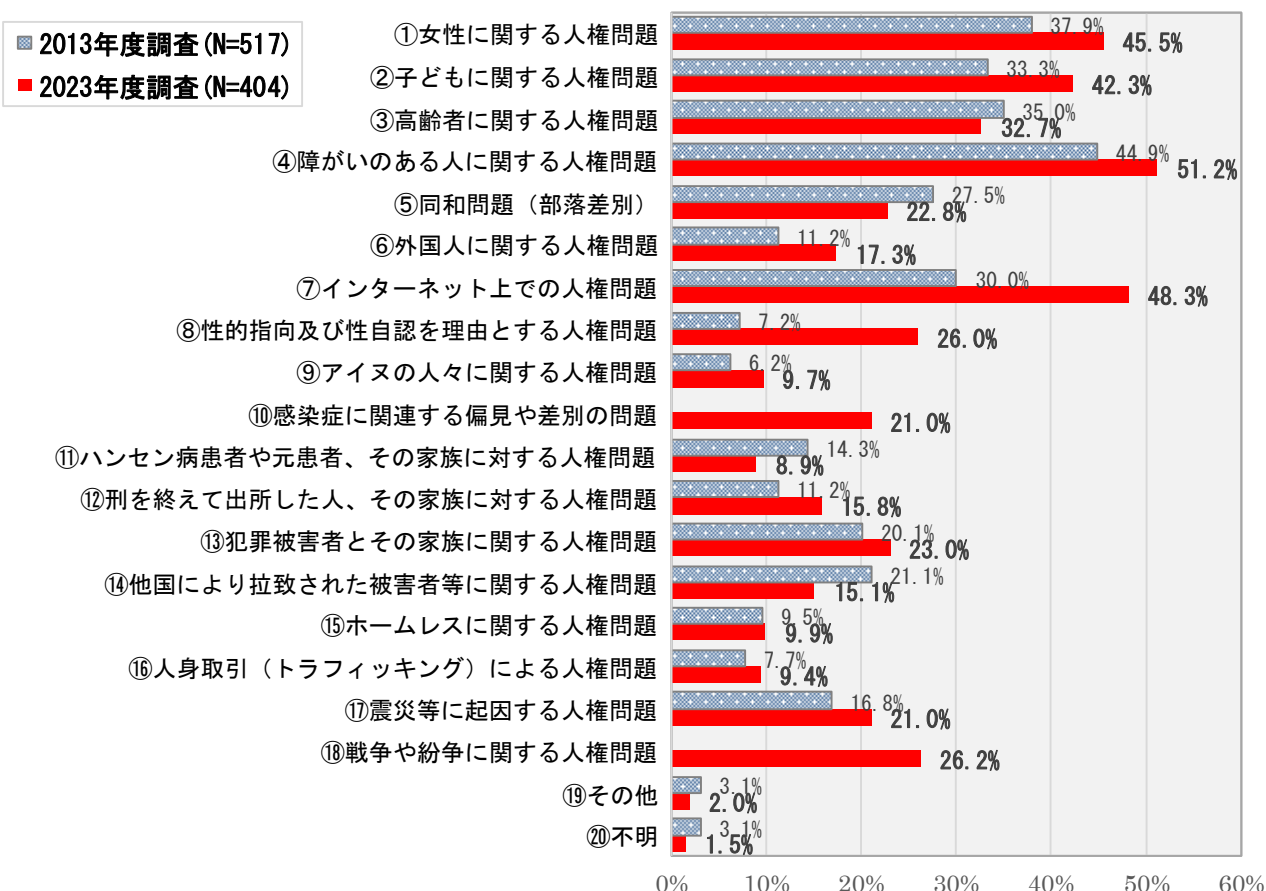
さらに、深刻な社会問題でもある自死は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が関係し心理的に追い込まれた末の死であると言われています。国の自殺対策白書（2024（令和6）年版）によると、全体としては減少傾向にあるものの、10歳代や40歳代、50歳代で増加傾向が見ら

れ、特に、小中高生については、過去最多であった2022（令和4）年と同水準で推移しているとしています。命を支える視点である人権課題として考えるべきものです。

なお、本市「人権意識調査」からは、以下のことが確認できました。

- ① 日本における人権問題で関心があるものについて、「障がいのある人に関する人権問題」が51.2%（前回調査44.9%）で最も高く、次いで「インターネット上の人権問題」48.3%（前回調査30.0%）、「女性に関する人権問題」45.5%（前回調査37.9%）となっています。とりわけ、インターネット上の人権問題は、前回調査時から18ポイント以上の伸びがあり、ここ数年間で急激に発展してきたIT環境のマイナス面と今後のありようについての意識を反映したものと言えます。
- ② 前回調査から、大きくその割合が高くなったものとして「性的嗜好や性自認（LGBTQ+）を理由とする人権問題」26.0%（前回調査7.2%）が挙げられます。また、前回調査の選択肢になかった「紛争や戦争に関する人権問題」26.2%「感染症に関連する偏見や差別の問題」21.0%など、今日の世界情勢を反映したものとしてとらえることができます。

「関心のある人権問題」～2013年度及び2023年度調査の結果比較～



注) 2013年度調査では「⑩感染症に関連する偏見や差別の問題」「⑱戦争や紛争に関する人権問題」の選択肢は設けておりません。

2 インターネット上の人権侵害

【インターネット上の人権侵害の現況】

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、情報の収集、発信の利便性が大きく向上しました。しかし、その利用の拡大が進む一方で、これらを悪用した行為が増えています。SNSやブログなどで、匿名性を悪用した特定の個人や集団等への誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、いじめや差別的な書き込み等、人権やプライバシーの侵害につながる情報が日常的に流れています。これにより、インターネット上で受けた侮辱的な書き込みや誹謗中傷によって、命を絶つ事件も発生しています。

全国の法務局・地方法務局に寄せられる人権侵犯に係る相談件数をもとめた「令和5年度における「人権侵犯事件」の状況」（法務省人権擁護局）では、「インターネット上の人権侵犯事件」に関する相談が1,842件で、この内「プライバシーの侵害」が542件、「識別情報の摘示」が430件、「名誉棄損」が415件などとなっています。インターネットに関連する人権侵害の件数は年を追うごとに増え、とりわけ「識別情報の摘示」の相談件数は年々増加の傾向にあります。

【識別情報の摘示】

インターネットによる人権侵害のひとつである「識別情報の摘示」は、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病又は性的指向についての属性を有する不特定多数者を、政治的・経済的、社会的関係において不当な差別的扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、インターネット上に流通させることと定義（法務省）されています。同和地区などの共通する属性を特定した動画等を当該地域住民の許可なく投稿することによって、差別の助長や誘発が引き起こされています。

【様々な人権問題と関係法令の整備】

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、様々な人権課題に関して差別を助長するような内容の書き込みもあります。このような人権侵害が社会問題化したことで、侮辱的な書き込みや差別を煽動する情報の流布や書き込みへの厳罰化や排除を求める声が高まるなか、刑法改正や様々な法令による取組が進められています。2002（平成14）年には、インターネット上で人権を侵害するような書き込みの削除や発信者の情報の開示請求を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が制定され、2024（令和6）年の同法改正（*1）では、開示に向けた裁判手続きを簡易にし、大規模プラットフォーム事業者に対する削除申出への対応の迅速化等の措置が義務付けられるなどの取組が進められていますが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況にあります。

【南丹市の取組】

南丹市では、京都府・関係機関や関係団体との連携を通じて、インターネット上での人権侵害の書き込み等の継続したモニタリングの実施や、学校教育や生涯学習の場を通じた、インターネット利用者に向け、お互いの人権を尊重する情報モラルやメディア・リテラシー（*新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが発信する情報を見極め、理解し活用する能力）の向上のための取組を進めます。

(*1)・・・法改正に加え、名称が変更されます。（変更後の名称：「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」

第Ⅵ章 人権施策の推進体制

1 市の推進体制

(1) 庁内の推進体制

- ① 今日の多様化かつ複雑化する人権問題に対しては、庁内各部局が本方針に係る「基本的な考え方や方向性」「取組の全体像」を共有した上で、専門的見地や当事者の視点を加味した横断的かつ総合的な視点を持った取組を図る必要があります。

特に、基礎自治体としての市は日本国憲法が保障する基本的人権の享有を支えるという役割を持つことから、この取組の推進に向けては、庁内各部局が所管する個々の施策を〈人権の視点〉をもって、その実施状況の相互確認を行うなどの分野を超えた横断的な連携調整と、そのための組織体制づくりを進めます。

- ② 人権課題に対応するための市行政の基本は、人権課題に係る当事者に寄り添うことです。そのための人権相談の窓口であり人権啓発の地域拠点としての文化センターの位置付けは重要です。

歴史的な設置趣旨や現行社会福祉法上の趣旨に沿って、人権課題を含む様々な地域生活課題に対応するコミュニティセンター（福祉センター）として、他機関との連携による課題解決に向かう〈重層的支援〉体制の整備を図ります。この体制の確立に向けては、国・京都府の協力と支援態勢を得る取組も進めます。

- ③ 人権侵害や差別事象への庁内対応として、改めて当事者に寄り添う意識と視点からの「対応マニュアル」の改訂を進めます。また、地方自治体としての救済措置の検討に向けて、国・京都府の動向を見据えながらその研究を進めます。

(2) 進捗管理

- ① 人権が尊重され多様性を認めあうまちづくりへの歩みのゴール目標である「人権文化が確立された社会（共生社会）」の実現に向け、各部署での人権施策の実施状況についての進捗管理と評価を行います。
- ② 進捗管理と評価を踏まえて、各部署間での連携をしながら、より効果的な人権施策の展開を図ります。
- ③ 本方針の方向に基づく取組の実効性を高め、推進するため、評価方法やシステムの設定を図ります。

2 市民や様々な主体・関係機関との連携

(1) 市民や様々な主体との連携

人権課題は、市民共通の課題であり、その解決には、行政だけではなく、市民や地域団体、事業者、関係団体等の様々な主体を含めた社会全体で取り組むことが重要です。「人権文化の構築」を図るための手だてとして、人権課題への取組を進める主体の連携を進め、取組の輪を広げます。

(2) 国・京都府及び周辺自治体との連携

様々な人権課題の解決に向けては、国や京都府、周辺の自治体との連携は必須です。とりわけ、インターネット上の人権侵害に関しては、法整備などの実効的か

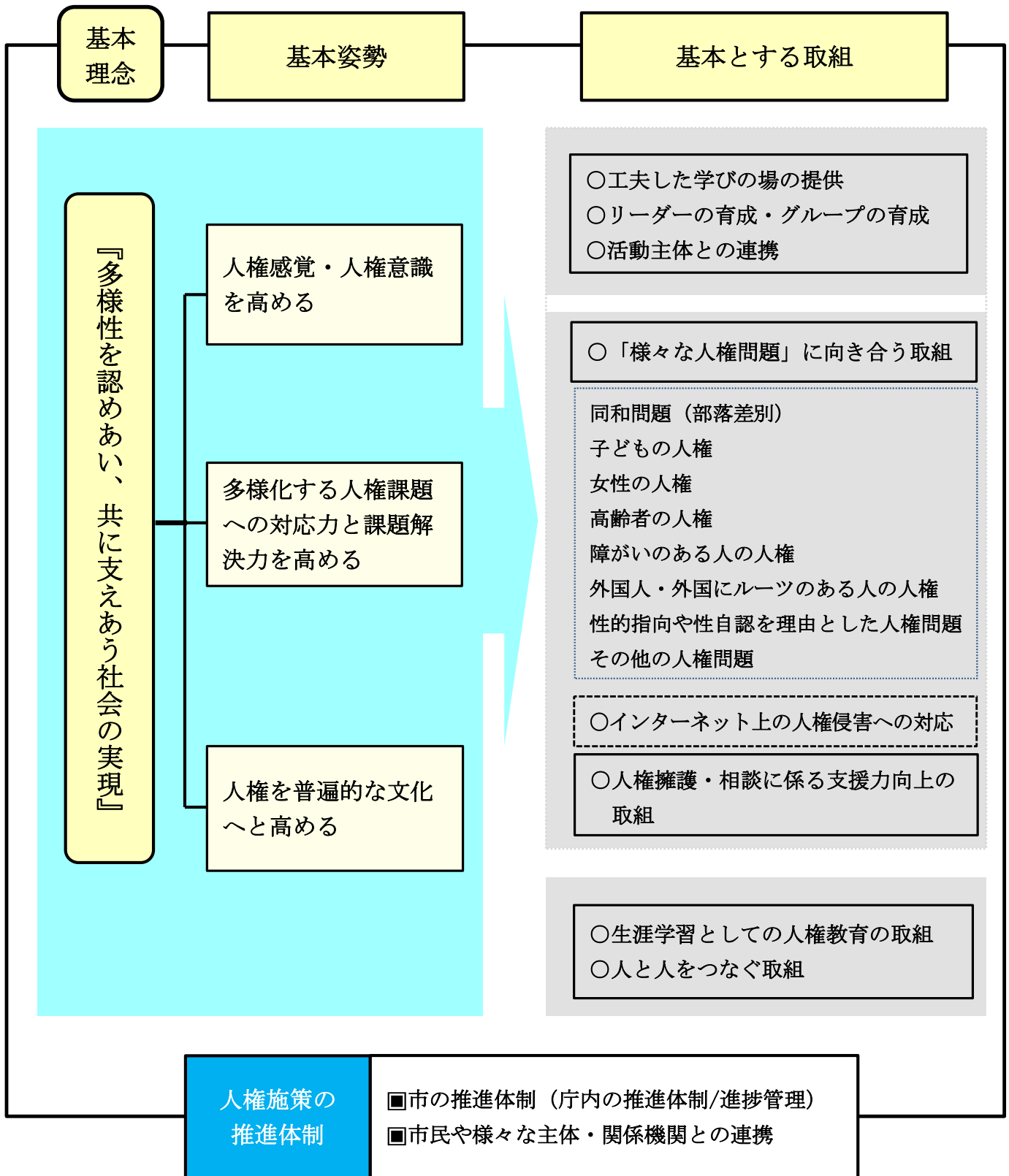
つ速やかな対処を要するものとの共通認識をもって連携していきます。

(3) グローバルな視点

人権課題の解決に向けては、国際的な動きを注視することも重要となります。常にグローバルな視点を持って人権施策の推進を図ります。



基本方針に基づく「推進体系図」



参 考 資 料 等

- 《資料1》「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」
- 《資料2》「南丹市の人権に関する市民意識調査」集計
- 《資料3》方針策定までの経過概要（まちづくり条例策定～方針策定） 等
南丹市人権尊重のまちづくり審議会「付帯意見」
- 《資料4》人権に関わる条約・法令等の経過年表
- 《資料5》「世界人権宣言」
- 《資料6》「日本国憲法（抄）」

南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例

令和 3 年 12 月 20 日

条例第 29 号

人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

人間らしく、自分らしく生きていくためには、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、人権が尊重されることにより、誰ひとり取り残されることのない社会の実現に向けて主体的に行動していくことが必要です。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)などの法律が制定され、各地方自治体においても地域の実情にあわせた更なる取組が進められています。

しかし、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在しており、これらは、国際化、情報化といった社会の急激な変化によってさらに顕在化しています。

現代社会において、一人ひとりの多様性に対する理解も深まっていますが、一方では、これらに対し、関心を持たないことなどが要因となって、人権侵害の当事者となる可能性もあります。

南丹市では、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

このことを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。

ここに、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的及び前条の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本方針を定めようとするときは、第10条第1項に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関などと連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援など体制の充実に努めるものとする。

(調査)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第10条 基本方針や人権施策などに関する重要な事項を審議するため、南丹市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本方針の策定及び変更について審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査、審議すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の報酬等の額は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南丹市条例第74号)の定めるところによる。

8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

＝2023 年度『南丹市の人権に関する市民意識調査』集計＝
調査対象：1500 人 回収数：404 人（回収率 26.9%）／集計サンプル：N=404

※ は、今回実施調査の集計数値

※ 〈 〉 は、2013 年度実施調査での集計数値

問 1	あなたご自身について教えてください。あなたの性別を教えてください。 あてはまる番号に○をつけてください。
-----	---

1. 男 性 47.0% (190 人) 〈38.7%〉

2. 女 性 52.7% (213 人) 〈53.0%〉

* 不明・無回答 0.2% (1 人) 〈8.3%〉

問 2	あなたの年齢を教えてください。それぞれの選択肢に○をつけてください。 ※ 2024(令和6)年 2月 1日現在でご記入願います。
-----	---

* 2013 年度実施調査では、20 歳以上が調査対象

1. 18～19 歳 1.2% 〈—〉 2. 20～29 歳 8.2% 〈10.3%〉

3. 30～39 歳 11.4% 〈12.8%〉 4. 40～49 歳 15.8% 〈14.1%〉

5. 50～59 歳 17.6% 〈15.3%〉 6. 60～69 歳 23.3% 〈23.2%〉

7. 70～79 歳 14.1% 〈16.2%〉 8. 80 歳以上 7.9% 〈7.4%〉

* 不明・無回答 0.5% 〈0.8%〉

問 3	日本における人権問題について、あなたが関心のあるものはどれですか。あてはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。 ※ 法務省が掲げる人権啓発強調事項 17 項目をもとに選択肢を設けています。
-----	--

1. 女性に関する人権問題 45.5% 〈37.9%〉

2. 子どもに関する人権問題 42.3% 〈33.3%〉

3. 高齢者に関する人権問題 32.7% <35.0%>
4. 障がいのある人に関する人権問題 51.2% <44.9%>
5. 同和問題（部落差別） 22.8% <27.5%>
6. 外国人に関する人権問題 17.3% <11.2%>
7. インターネット上での人権問題 48.3% <30.0%>
8. 性的指向及び性自認（LGBTQ+）を理由とする人権問題 26.0% <7.2%>
9. アイヌの人々に関する人権問題 9.7% <6.2%>
10. 感染症に関連する偏見や差別の問題 21.0% <—>
11. ハンセン病患者や元患者、その家族に対する人権問題 8.9% <—>
 * <「HIV（エイズウイルス）感染者やハンセン病患者など、感染症患者の人権問題」
 14.3%>
12. 刑を終えて出所した人、その家族に対する人権問題 15.8% <11.2%>
13. 犯罪被害者とその家族に関する人権問題 23.0% <20.1%>
14. 他国により拉致された被害者等に関する人権問題 15.1% <21.1%>
15. ホームレスに関する人権問題 9.9% <9.5%>
16. 人身取引（トラフィッキング）による人権問題 9.4% <7.7%>
17. 震災等に起因する人権問題 21.0% <16.8%>
18. 戦争や紛争に関する人権問題 26.2% <—>
19. その他 2.0% <3.1%> *不明・無回答 1.5% <3.1%>

問 4	あなたは、人権問題に関する次のような宣言などの事柄や法律、条例、制度などを 知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。 ※選択肢の制度名や法律名などには、略称を使用しています。
-----	--

* 2013 年度実施調査では、設問設定なし

1. 水平社宣言（1922(大正 11)年宣言） 43.6%
2. 世界人権宣言（1948(昭和 23)年採択） 59.7%

3. 国際人権規約（社会権規約・自由権規約/日本は 1979(昭和 54)年批准) 22.0%
4. 事前登録型本人通知制度（2011 年施行） 5.2%
5. 障害者^{ぎゃくたい}虐待防止法（2012 年施行） 30.0%
6. いじめ防止対策推進法（2013 年施行） 47.0%
7. 子供の貧困対策推進法（2014 年施行） 26.7%
8. 女性活躍推進法（2016 年施行） 26.2%
9. 障害者差別解消法（2016 年施行） 22.5%
10. ハイトスピーチ解消法（2016 年施行） 29.2%
11. 部落差別解消推進法（2016 年施行） 27.7%
12. アイヌ民族支援法（2019 年施行） 10.9%
13. 南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例（2022 年施行） 10.9%
14. L G B T 理解増進法（2023 年施行） 26.0% *不明・無回答 7.9%

問 5	あなたは、今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
-----	---

1. そう思う 13.1% <22.8%> → 問 6 へお進みください
 2. いちがいには言えない 73.3% (296 人) <53.4%>
 3. そう思わない 12.4% (50 人) <20.7%>
- } → 問 5-1 へお進みください
- *不明・無回答 1.2% <3.1%>

問 5-1	問 5 で「2. いちがいには言えない」「3. そう思わない」と答えた理由は、どのようなことがあるからですか。あなたが体験したことやあなたの周辺であったことについて、あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
-------	--

N=346 <N=383>

1. あらぬうわさ、悪口、かげ口 65.9% <52.7%>
2. 仲間はずれや無視 47.4% <38.9%>
3. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと 26.6% <19.1%>
4. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不利益な取り扱いをされた） 28.0% <31.6%>
5. 職場における不当な待遇 28.0% <27.2%>
6. 役所や医療機関、福祉施設などでの不当な扱い 6.6% <11.2%>
7. プライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知らされた）
21.1% <23.5%>
8. セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ） 20.5% <10.4%>
9. パワー・ハラスメント（職場的立場を利用したいやがらせ） 35.8% <21.9%>
10. 暴力・脅迫・虐待・強要 18.2% <16.7%>
11. ストーカー的行為（特定の人にしつこくつきまとわれたりした） 11.3% <9.7%>
12. インターネット上やメールなどでの誹謗中傷 35.3% <27.4%>
13. その他 5.2% <4.2%> *不明・無回答 2.3% <2.6%>

問 6	あなたは、差別をされたり、人権を侵害されたと思ったことがありますか。その内容としてあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
-----	--

1. 年齢 7.7% <6.4%>
2. 学歴・出身校 10.6% <12.8%>
3. 職業 7.7% <7.0%>
4. 収入・財産 5.9% <8.9%>
5. 家柄 7.7% <11.6%>
6. ひとり親家庭・両親がいない家庭 4.5% <3.5%>
7. 心身障がい 4.7% <—>
8. 疾病・感染症 2.5% <—>
- * <心身障がい・疾病 3.3%>
9. 性別 9.9% <6.6%>
10. 独身 5.9% <3.3%>

11. 容姿・体型 17.8% <10.8%> 12. 出生地 4.2% <4.1%>
 13. 人種・民族・国籍 2.2% <3.9%> 14. 宗教・思想・信条 3.2% <4.3%>
 15. 差別をされたと思ったことはない 43.1% <40.2%>
 16. その他 3.7% <4.4%> *不明・無回答 10.6% <14.3%>

問 7	もしあなたが差別されたり、人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
-----	---

1. 相手に抗議する 11.1% <17.0%>
 2. 身近な人に相談する 29.0% <33.5%>
 3. 弁護士に相談する 0.7% <1.9%>
 4. 法務局や人権擁護委員に相談する 2.5% <2.9%>
 5. 市役所や民生児童委員などに相談する 2.7% <5.6%>
 6. 警察に相談する 1.7% <0.4%>
 7. 京都府（振興局等）に相談する 0.0% <0.0%>
 8. 自分で対応について調べる 10.9% <10.1%>
 9. 我慢する 13.6% <14.3%> 10. わからない 12.4% <8.1%>
 11. その他 2.5% <4.4%> *不明・無回答 12.9% <1.7%>

問 8	あなたは、他人を差別したり、人権を侵害したことがありますか。その差別の内容としてあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
-----	---

1. 年齢 3.7% <3.5%> 2. 学歴・出身校 4.0% <6.4%>
 3. 職業 3.5% <4.4%> 4. 収入・財産 2.0% <4.1%>
 5. 家柄 3.7% <6.0%> 6. ひとり親家庭・両親がいない家庭 0.7% <1.0%>

7. 心身障がい 4.0% <—> 8. 疾病・感染症^{しっぺい} 1.7% <—>
- * <「心身障がい・疾病」 5.6%>
9. 性別 3.0% <2.1%> 10. 独身 2.7% <2.1%>
11. 容姿・体型 8.9% <6.8%> 12. 出生地 1.0% <2.5%>
13. 人種・民族・国籍 5.0% <3.5%> 14. 宗教・思想・信条 8.7% <7.7%>
15. 差別をしたことはない 58.2% <55.1%>
16. その他 5.7% <4.4%> *不明・無回答 7.9% <9.1%>

問9	あなたは、女性に関すること、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
----	---

1. 「男は仕事、女は家庭」などといった男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること 54.0% <41.8%>
2. 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における待遇の違い 45.8% <41.2%>
3. 職場や学校などにおけるハラスメント 34.7% <25.5%>
4. 夫や恋人など親しい関係にある男性からのドメスティック・バイオレンス（なぐる、暴言、行動を監視することなど） 30.7% <28.0%>
5. 売春、買春、援助交際 23.5% <19.0%>
6. テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつな情報の氾濫 24.3% <22.4%>
7. 特にない 9.7% <13.3%>
8. わからない 9.7% <6.4%>
9. その他 2.2% <1.2%> *不明・無回答 2.0% <3.7%>

問 10	あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 女性に関する相談・支援体制を充実する 34.9% <31.1%>
2. 女性に対する犯罪の取締りを強化する 24.3% <23.0%>
3. 男女ともに、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する 64.6% <62.3%>
4. さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を促進する 31.2% <24.8%>
5. 女性の人権を守るための教育・啓発・広報活動を進める 21.3% <10.4%>
6. 男女平等に関する教育を充実する 41.8% <34.4%>
7. マスコミなどが紙面、番組、広報等の内容に配慮するなどの自主的な取り組みを促進する 17.1% <15.1%>
8. 特にない 3.2% <7.4%>
9. わからない 4.2% <2.7%>
10. その他 2.5% <2.5%> *不明・無回答 0.7% <3.1%>

問 11	あなたは、子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと 76.0% <72.5%>
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事 56.9% <49.7%>
3. 子どもをなぐる、どなるなどの暴力行為をすること 58.2% <45.5%>
4. 親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと 61.4% <49.5%>

5. 大人が子どもの意見を無視したり、大人の考えをおしつけたりすること
46.8% <36.8%>
6. 大人が子どもに犯罪をさせたりすること 47.8% <43.1%>
7. 児童買春、児童ポルノなど 47.8% <38.9%>
8. インターネットやメールなどの書き込みなどで特定の子どもを攻撃すること
48.0% <38.5%>
9. 特にない 2.7% <3.3%> 10. わからない 3.2% <1.9%>
11. その他 2.0% <1.2%> *不明・無回答 1.2% <2.1%>

問 12	あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 子どもに関する相談体制を充実する 46.5% <34.8%>
2. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する 37.6% <30.6%>
3. 学校の教育力を高める 38.9% <—>
<*「教師の資質・能力を高める」 45.1%>
4. 家庭の教育力を高める 41.8% <45.5%>
5. 地域の教育力を高める 28.5% <—>
6. 子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える 57.2% <66.9%>
7. 子どもに善悪の判断ができるように教える 46.5% <46.8%>
8. 子どもの個性を尊重する 34.2% <28.6%>
9. 児童買春、児童ポルノなどの取締りを強化する 30.7% <26.7%>
10. インターネット上の有害情報に対しフィルタリング(※)の普及を促進する
32.7% <29.8%>
11. 特にない 2.0% <0.6%> 12. わからない 2.7% <2.1%>

13. その他 2.7% <3.7%> *不明・無回答 1.0% <2.7%>

※この問における「フィルタリング」とは、インターネット上の有害なページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

問 13	あなたは、高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 経済的に自立が困難なこと 33.7% <31.1%>
2. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと 35.6% <34.6%>
3. 悪質商法や振り込め詐欺の被害者が多いこと 42.1% <29.6%>
4. 家庭内での看護や介護において劣悪な処遇や虐待^{ぎゃくだい}をすること 41.1% <35.2%>
5. 病院での看護や高齢者の施設において劣悪な処遇や虐待^{ぎゃくだい}をすること
43.1% <36.9%>
6. 高齢者を邪魔者扱いすること 37.4% <41.8%>
7. 高齢者の意見や行動を尊重しないこと 23.0% <26.1%>
8. 年金搾取^{さくしゅ}による経済的虐待をすること 28.0% <23.4%>
9. 特にない 5.4% <4.4%> 10. わからない 4.0% <3.3%>
11. その他 1.7% <1.7%> *不明・無回答 1.2% <3.9%>

問 14	あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 高齢者に関する相談体制を充実する 39.1% <38.1%>
2. 高齢者の人権を守るための教育・啓発・広報活動を進める 22.0% <18.6%>
3. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする 54.5% <60.5%>
4. 高齢者の就職機会を確保する 26.5% <22.6%>

5. 高齢者の能力が発揮できる機会をつくる 40.1% <42.4%>
6. 高齢者に対する犯罪から守るための取締りを強化する 36.4% <20.9%>
7. 高齢者と地域の交流を促進する 44.3% <48.2%>
8. 特にない 3.5% <2.7%> 9. わからない 4.7% <3.1%>
10. その他 2.5% <1.4%> *不明・無回答 0.7% <2.7%>

問 15	あなたは、障がいのある人が地域社会で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすること 41.3% <39.1%>
2. 障がいのある人の意見や行動を尊重しないこと 37.9% <28.8%>
3. 差別的な発言や行動をすること 56.7% <48.0%>
4. アパートや住宅へ入居するための契約等が困難なこと 30.0% <21.9%>
5. わかりやすい情報の提示や道路の段差解消・エレベーターの設置等、暮らしやすいまちづくりが図られていないこと 39.9% <35.8%>
6. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと 52.5% <46.4%>
7. 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと 29.0% <22.1%>
8. 地域の学校に通えないこと 15.6% <13.0%>
9. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと 15.6% <10.6%>
10. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと
30.2% <26.5%>
11. 特にない 3.5% <3.1%> 12. わからない 4.2% <4.1%>
13. その他 0.2% <1.4%> *不明・無回答 1.2% <3.1%>

問 16	あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 障がいのある人のための相談・支援体制を充実する 49.8% <40.6%>
2. 障がいのある人の人権を守るための教育・啓発・広報活動を進める
32.4% <33.3%>
3. 在宅サービスや通所等の福祉施設、病院を充実する 38.6% <43.1%>
4. 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする 62.6% <62.5%>
5. 障がいのある人の就職機会を確保する 45.0% <37.5%>
6. 障がいのある人と障がいのない人との交流を進め理解を深める 38.4% <27.9%>
7. 障がいのある人が審議会などへ参加し意見を反映させる機会を増やす
23.0% <18.0%>
8. 人権侵害があった場合に救済するための体制を強化する 30.2% <22.8%>
9. 特にない 2.0% <1.7%> 10. わからない 4.2% <2.7%>
11. その他 2.0% <0.8%> *不明・無回答 1.2% <4.1%>

問 17	あなたは、「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区のことや「同和問題」「部落問題」「部落差別」といわれている問題のことを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。
------	--

1. 知っている 89.1% (360人) <94.0%> → 問 17-1 へお進みください
2. 知らない 8.9% <5.2%> → 問 18 (12 ページ) へお進みください
- *不明・無回答 2.0% <0.8%>

問 17-1	あなたは、「同和地区」や「同和問題」、「部落差別」について初めて知ったきっかけは、何からですか。あてはまる番号に○をつけてください。
--------	--

* 2013 年度実施調査では、設問設定なし N=360

1. 家族（祖父母、父母、きょうだい等）から聞いた 20.6%
2. 親戚の人から聞いた 0.6%
3. 近所の人から聞いた 1.4%
4. 職場の人から聞いた 1.1%
5. 友だちから聞いた 1.1%
6. 学校の授業で教わった 38.6%
7. テレビ・ラジオ・新聞・映画・本等で知った 1.7%
8. インターネットで知った 0.6%
9. 同和問題に関する集会や研修会で知った 4.7%
10. 京都府や南丹市などの行政の広報誌、冊子等で知った 0.6%
11. 知っているが、きっかけは覚えていない 12.8%
12. その他 0.8% *不明・無回答 15.6%

問 17-2	同和地区出身の人との結婚についておたずねします。あなたにお子さんがいるとして、その子どもと結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたは親としてどうしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
--------	---

N=360 <N=486>

1. 子どもの意志を尊重する 75.0% <72.2%>
2. 親としては反対するが、子どもの意志が固ければ仕方がない 8.6% <14.6%>
3. 家族や親戚などの反対があれば、結婚を認めない 0.3% <1.9%>
4. 絶対に結婚を認めない 0.8% <0.8%>
5. わからない 9.4% <6.2%>
6. その他 2.2% <2.9%>
- *不明・無回答 3.6% <1.4%>

問 17-3	あなたが家を買ったり借りたりする際に、重視する（した）立地条件は何ですか。 あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
--------	--

* 2013 年度実施調査では、設問設定なし N=360

1. 市の中心部や最寄りの駅、幹線道路へのアクセス 66.4%
2. 公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況 61.4%
3. 日照やまわりの風景など 48.9%
4. 周辺の住宅の状況（戸建て/集合/持ち家/賃借など） 25.8%
5. 地域のイメージ 26.9% 6. 校区の教育水準や学力レベルの評判 7.2%
7. 近隣に低所得者が多いと言われているか 2.2%
8. 近隣に外国籍の市民が多いと言われているか 2.5%
9. 近隣に同和地区があると言われているか 2.8%
10. その他 4.2% * 不明・無回答 4.4%

問 17-4	あなたは、同和問題で特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
--------	---

N=360 〈N=486〉

1. 結婚問題で周囲が反対すること 56.4% 〈52.9%〉
2. 就職の際や職場において不利な扱いをすること 39.2% 〈34.2%〉
3. 地域社会で不利な扱いをすること 38.3% 〈32.9%〉
4. 身元調査をすること 41.4% 〈35.6%〉
5. 差別的な発言をすること 43.3% 〈37.4%〉
6. 差別的な落書きをすること 28.3% 〈21.4%〉
- 〈* 「同和地区をさけるようなことを言ったりしたりすること」 36.0%〉
7. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること 36.4% 〈22.2%〉

（識別情報の摘示:特定の地域が同和地域であることの情報をインターネット上に流通させること、など）

8. 特になし 8.1% <7.2%> 9. わからない 6.7% <5.3%>
 10. その他 1.9% <3.7%> *不明・無回答 1.7% <3.3%>

問 17-5	あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
--------	--

N=360 <N=486>

1. 人権相談などを充実する 20.8% <22.4%>
2. 学校や地域における人権教育を推進する 46.1% <46.1%>
3. 広報紙・CATVや人権講演会などにより人権啓発を推進する 17.2% <16.0%>
4. 市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力する
56.4% <42.2%>
5. 同和地区の人たちが、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく
8.9% <12.1%>
6. 同和地区外の人たちが、同和地区の人たちと交流を活発にし、理解を深める
<・・・まちづくりを進める>
15.3% <16.9%>
7. 特になし 6.4% <7.8%> 8. わからない 10.3% <9.7%>
9. その他 6.1% <8.2%> *不明・無回答 1.1% <1.1%>

問 18	あなたは、外国人が地域社会で生活する上で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

1. 外国人を、じろじろ見たり、避けたりすること 27.2% <18.4%>
2. 外国人の意見や行動を尊重しないこと 26.2% <14.9%>
3. 差別的な発言や行動をすること 39.1% <30.2%>
4. アパートや住宅へ入居するための契約等が困難なこと 27.7% <17.8%>

5. 外国人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと 34.9% <29.0%>
6. 施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られていないこと 26.7% <24.6%>
7. 外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと 40.1% <32.3%>
8. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと 31.4% <23.6%>
9. 特にない 6.9% <9.7%> 10. わからない 6.9% <8.9%>
11. その他 1.5% <1.0%> *不明・無回答 2.7% <7.0%>

問 19	あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める教育・啓発を進める
52.5% <47.4%>
2. 外国語による情報提供を充実させる 38.4% <24.2%>
3. 外国語による相談の場を増やす 39.4% <23.0%>
4. 外国人のための日本語教室を充実させる 31.9% <23.0%>
5. 外国人のための福祉・医療等の制度を充実させる 31.4% <22.2%>
6. 外国人と日本人の相互理解と交流を進め理解を深める 43.8% <45.1%>
7. 特にない 3.7% <6.8%> 8. わからない 5.7% <7.4%>
9. その他 2.2% <1.5%> *不明・無回答 1.7% <3.9%>

問 20	あなたは、インターネット上（パソコン、スマートフォン、携帯電話）に関することで、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること、また拡散すること 80.0% <64.6%>
2. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること 38.1% <40.2%>
3. 悪質商法によるインターネット取引での被害 49.5% <32.9%>
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること 25.7% <28.2%>
5. ネットポルノが存在すること 24.0% <19.0%>
6. 特にない 2.0% <3.9%> 7. わからない 6.9% <10.4%>
8. その他 1.2% <0.8%> *不明・無回答 1.2% <5.6%>

問 21	あなたは、インターネット上（パソコン、スマートフォン、携帯電話）における人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する 39.4% <27.1%>
2. インターネット利用者やプロバイダ等(※)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する 36.4% <33.5%>
<*学校や地域での学習（研修）する機会をつくる 29.6%>
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める 49.0% <41.0%>
4. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する 64.4% <53.6%>
5. 特にない 2.0% <3.1%> 6. わからない 9.9% <13.2%>
7. その他 2.5% <1.5%> *不明・無回答 1.7% <5.8%>

※この問における「プロバイダ等」とは、ホームページ等を管理しているインターネット接続事業者とします。

問 22	あなたは、「LGBTQ+(セクシュアルマイノリティ)」という言葉を知っていますか。 あてはまる番号に○をつけてください。
------	---

*** 2013 年度実施調査では、設問設定なし**

1. 「LGBTQ+」や「セクシュアルマイノリティ」という言葉の意味を知っている 52.2%
 2. 「LGBTQ+」や「セクシュアルマイノリティ」という言葉を聞いたことがある 33.2%
 3. 「LGBTQ+」や「セクシュアルマイノリティ」という言葉を聞いたことがない 9.2%
- * 不明・無回答 5.4%

※LGBTQ+とは…L：レズビアン(女性の同性愛者)、G：ゲイ(男性の同性愛者)、B：バイセクシュアル(両性愛者)、T：トランスジェンダー(からだの性と心の性が一致しない人)、Q、クエスチョニング：(自分自身の性が分からない、決められない人)の頭文字と＋：プラスアルファ(その他たくさんの性のあり方があること)を組合せたもので、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)とも呼ばれる。

問 23	「LGBTQ+(セクシュアルマイノリティ)」の方が日常生活を営む上で直面している課題と思われるものを、あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

*** 2013 年度実施調査では、設問設定なし**

1. 学校生活において課題となること(制服、トイレ、更衣室、プール、修学旅行)
67.3%
2. 就労において課題となること(採用試験、更衣室、トイレ、結婚休暇や介護休暇などの福利厚生制度) 62.1%
3. 住宅に入居する際に課題となること(入居拒否) 23.0%
4. 医療の場で課題となること(パートナーの手術の同意、安否情報の提供、看護)
38.1%
5. 民間サービスで課題となること(家族と同等のサービス提供を受けられない(家族割引・生命保険の受取など) 32.7%
6. パートナーとの死別の際に課題となること(葬儀への出席、遺産相続) 32.9%

7. 直面している課題はないと思う 6.7% 8. その他 3.7%

*不明・無回答 7.2%

問 24	同性カップルの「パートナーシップ」を証明する制度を導入している自治体について、あなたは知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。
------	---

※パートナーシップ宣誓制度とは…同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で自治体が独自にLGBTQ+カップルに対して、「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。

***2013年度実施調査では、設問設定なし**

1. 内容も知っており、関心がある 10.1%
2. 知っているが、内容までよく知らない 50.7%
3. 知っているが、関心はない 13.6% 4. 知らない 23.0%

*不明・無回答 2.5%

問 25	あなたは、これまで人権問題に関する知識や情報を主として何から得ましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 学校 55.4% <54.4%> 2. 講演会、研修会 39.4% <51.1%>
3. キャンペーン等のイベント 3.2% <7.2%>
4. 広報紙 14.1% <22.2%> 5. パンフレットなどの資料 6.9% <11.2%>
6. ポスター 5.4% <10.3%> 7. インターネット 23.3% <10.8%>
8. テレビ・ラジオ 33.7% <31.9%>
9. 映画・ビデオ 17.8% <20.1%> 10. 新聞・雑誌 26.2% <31.7%>
11. 本（雑誌以外） 12.1% <15.3%> 12. 特にない 2.7% <3.5%>
13. わからない 2.7% <1.9%> 14. その他 1.7% <3.5%>

*不明・無回答 1.7% <1.9%>

問 26	あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後どのような取組が必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 人権意識を高めるための市民啓発の充実 42.6% <33.5%>
2. 学校や地域における人権教育の充実 60.4% <60.2%>
3. 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策の充実 39.1% <35.2%>
4. 人権にかかわりの深い特定の職業（公務員、保健・医療・福祉関係従事者、教職員など）に従事する人の人権意識の向上 33.9% <43.3%>
5. 企業における人権意識の向上 32.4% <29.2%>
6. 人権侵害に対する救済策の強化 23.0% <18.6%>
7. 特にない 2.5% <3.1%> 8. わからない 6.7% <5.8%>
9. その他 2.7% <2.1%> *不明・無回答 1.5% <4.1%>

問 27	市ではこれまで人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

1. 講演会、研修会 42.6% <46.0%>
2. キャンペーン等のイベント 18.1% <15.3%>
3. 演劇やコンサート・映画会 25.2% <19.9%>
4. CATVの活用 20.3% <25.3%>
5. 「広報なんたん」での啓発記事の充実 32.9% <36.8%>
6. パンフレットなどの資料配布 10.9% <17.4%>
7. ポスターの掲出 7.7% <8.5%>
8. ホームページによる情報の充実 14.6% <10.6%>
9. 特にない 7.4% <5.2%> 10. わからない 11.1% <9.1%>

11. その他 4.5% <5.2%> *不明・無回答 3.0% <3.3%>

問 28	あなたは、市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 人権に対する正しい知識を身につけること 69.1% <69.6%>
2. 固定観念にとらわれないこと 61.6% <46.0%>
3. 他人の立場や権利を尊重すること 61.6% <54.5%>
4. 自分が生活している地域の人々を大切にすること 34.9% <38.3%>
5. 家庭が互いの立場や権利を大切にすること 34.9% <37.3%>
6. 職場で、人権を尊重する意識を高めあうこと 38.9% <33.7%>
7. 特にない 2.5% <1.4%> 8. わからない 1.7% <2.5%>
9. その他 2.0% <1.5%> *不明・無回答 2.5% <2.5%>

☆人権問題や南丹市の人権施策等にご意見などがございましたら、以下にご自由にお書きください。・・・72人 17.8%

人権関係年表

(凡例 ◎：国際的な動き、○：国の動き)

【人権全般】

西暦	年	主な動き
1947	昭 22	○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」施行
1948	昭 23	◎「世界人権宣言」採択
1979	昭 54	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」締結 （◎国連での採択：1966 年） ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」締結 （◎国連での採択：1966 年）
1994	平 6	◎国連「人権高等弁務官」設置 ◎「人権教育のための国連 10 年」決議 ◎「人権教育のための国連 10 年（1995 年～2004 年）行動計画」策定
1995	平 7	○「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置
1997	平 9	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」施行 ○『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定
1999	平 11	○「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結（◎国連での採択：1984 年） ○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について
2000	平 12	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」施行
2001	平 13	○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権救済制度の在り方について
2002	平 14	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2004	平 16	◎「人権教育のための世界計画」決議
2005	平 17	◎「人権教育のための世界計画」の「第 1 フェーズ行動計画（2005 年～2009 年）」開始
2006	平 18	◎国連「人権理事会」設置
2010	平 22	◎「人権教育のための世界計画」の「第 2 フェーズ行動計画（2010 年～2014 年）」開始
2011	平 23	◎人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連『「保護、尊重、救済」枠組みの実施』採択 ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加

【人権全般（つづき）】

西暦	年	主な動き
2015	平 27	◎「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画（2015年～2019年）」開始 ◎「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ※ 2030年度に達成すべき17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げている。
2020	令 2	◎「人権教育のための世界計画」の「第4フェーズ行動計画（2020年～2024年）」開始 ○『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020年～2025年）』策定

【同和問題（部落差別）】

西暦	年	主な動き
1965	昭 40	○同和対策審議会答申 ※ 同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた。
1969	昭 44	○「同和対策事業特別措置法」施行（～1982年） ※ 京都府では法が失効するまでの33年間、特別法による対策事業を実施
1982	昭 57	○「地域改善対策特別措置法」施行（～1987年）
1987	昭 62	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（～2002年）
1996	平 8	○地域改善対策協議会の意見具申
2002	平 14	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効
2016	平 28	○「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」施行

【女性】

西暦	年	主な動き
1955	昭 30	○「婦人の参政権に関する条約」締結
1972	昭 47	○「勤労婦人福祉法」施行 ※ 1985年に「男女雇用機会均等法」に改正
1975	昭 50	◎「国際婦人年」
1976	昭 51	◎「国際婦人の10年」（～1985年）
1977	昭 52	○「国内行動計画」策定
1985	昭 60	○「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約（女性差別撤廃条約）」締結（◎国連での採択：1979年）

【女性（つづき）】

西暦	年	主な動き
1986	昭 61	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1995	平 7	◎第4回世界女性会議において「北京宣言」採択 ※ 同宣言において「女性の権利は人権である」と謳われる ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児・介護休業法）」施行
1997	平 9	○改正「男女雇用機会均等法」施行
1999	平 11	○「男女共同参画社会基本法」施行
2000	平 12	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行
2001	平 13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行
2004	平 16	○改正「DV防止法」施行
2005	平 17	○「第2次男女共同参画基本計画」策定
2007	平 19	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定
2008	平 20	○改正「DV防止法」施行
2010	平 22	○「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013	平 25	○改正「ストーカー規制法」施行
2014	平 26	○改正「DV防止法」施行
2015	平 27	○「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016	平 28	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行
2017	平 29	○改正「ストーカー規制法」施行
2018	平 30	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ※ 男女の候補者数をできる限り均等とする等
2019	令 元	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正
2020	令 2	○改正「DV防止法」施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ○「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 ※ ハラスメントの防止対策の強化等(大企業2020年6月から、中企業2022年4月から) ○「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021	令 3	○改正「育児・介護休業法」施行 ※ 「子の看護休暇」及び「介護休暇」が時間単位で取得可能とする等
2024	令 6	○「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」施行

【こども】

西暦	年	主な動き
1947	昭 22	○「教育基本法」施行
1948	昭 23	○「児童福祉法」施行
1951	昭 26	○「児童憲章」発表
1979	昭 54	◎「国際児童年」
1994	平 6	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」締結(◎国連での採択：1989年)
1999	平 11	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000	平 12	○「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ○「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結(1973年採択)
2003	平 15	○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行
2004	平 16	○改正「児童虐待防止法」施行 ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結(2000年採択)
2008	平 20	○改正「児童虐待防止法」施行 ○改正「出会い系サイト規制法」施行
2009	平 21	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行
2010	平 22	○「子ども・若者育成支援推進法」施行
2013	平 25	○「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平 26	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」締結(1980年採択) ○「こどもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行 ○法改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行
2015	平 27	○「子ども・子育て支援法」施行
2016	平 28	○「公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 ※ 公職選挙の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ
2017	平 29	○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」施行 ○改正「児童福祉法」施行 ○改正「福島復興再生特別措置法」施行 ※ 避難しているこどもに対するいじめ防止への取組を明記
2018	平 30	○改正「青少年インターネット環境整備法」施行

【こども（つづき）】

西暦	年	主な動き
2018	平 30	○改正「児童福祉法及び児童虐待防止法」施行
2019	令元	○改正「子ども・子育て支援法」施行 ○「日本語教育の推進に関する法律」施行 ○改正「子どもの貧困対策法」施行
2020	令 2	○「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※ 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し等（ハーグ条約実施法） ○改正「児童福祉法及び児童虐待防止法」施行
2023	令 5	○「こども基本法」施行

【高齢者】

西暦	年	主な動き
1963	昭 38	○「老人福祉法」施行
1971	昭 46	○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1995	平 7	○「高齢社会対策基本法」施行
1998	平 10	○改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」施行 ※ 60歳以上定年制義務化
2000	平 12	○介護保険制度開始 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2006	平 18	○「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 ○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ※ 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2007	平 19	○改正「雇用対策法」施行 ※ 募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化
2013	平 25	○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
2018	平 30	○改正「交通バリアフリー法」施行

【高齢者（つづき）】

西暦	年	主な動き
2020	令 2	○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ○改正「交通バリアフリー法」施行

【障害のある人】

西暦	年	主な動き
1950	昭 25	○「精神衛生法」施行 ※ 1988 年に「精神保健法」、1995 年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正
1970	昭 45	○「心身障害者対策基本法」施行 ※ 1993 年に「障害者基本法」に改正
1981	昭 56	◎「国際障害者年」
1987	昭 62	○「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」施行
1993	平 5	○「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「障害者基本法」施行
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1995	平 7	○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「障害者プラン」（ノーマライゼーション 7 か年戦略）策定
1998	平 10	○「精神保健福祉士法」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行
1999	平 11	○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ※ 精神薄弱者から知的障害者への用語改正
2000	平 12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2002	平 14	○「身体障害者補助犬法」施行
2004	平 16	○改正「障害者基本法」施行
2005	平 17	○「発達障害者支援法」施行
2006	平 18	◎「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択※ 2008 年に発効 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
2007	平 19	○「障害者権利条約」に署名
2008	平 20	○「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」施行

【障害のある人（つづき）】

西暦	年	主な動き
2012	平 24	○「障害者虐待防止法」施行
2013	平 25	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 ○「第3次障害者基本計画」策定
2014	平 26	○「障害者権利条約」締結（◎国連での採択：2006年）
2016	平 28	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 ○改正「発達障害者支援法」施行
2018	平 30	○改正「交通バリアフリー法」施行 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ○「第4次障害者基本計画」策定
2019	平 31	○「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行 ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
2020	令 2	○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行 ○改正「交通バリアフリー法」施行
2021	令 3	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の一部を改正する法律」施行 ※ 事業者による合理的配慮の提供を義務化（令和6年4月から）

【外国人】

西暦	年	主な動き
1981	昭 56	○「難民の地位に関する条約」締結（◎国連での採択：1951年）
1995	平 7	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」締結（◎国連での採択：1965年）
1999	平 11	○「外国人登録法一部改正」施行 ※ 指紋押なつ全廃
2012	平 24	○改正「住民基本台帳法」施行。「外国人登録法」廃止 ※ 外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加
2016	平 28	○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行

【外国人（つづき）】

西暦	年	主な動き
2017	平 29	○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ※ 技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止
2019	平 31 令元	○「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行 ※ 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等 ○「日本語教育の推進に関する法律」施行
2020	令 2	○「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」策定

【ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・難病患者等】

西暦	年	主な動き
1953	昭 28	○「らい予防法」制定 ※ 施設入所を強制する隔離政策が実施
1989	平元	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
1996	平 8	○「らい予防法」廃止
1999	平 11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ○「エイズ予防法」廃止
2001	平 13	○「らい予防法」のもとに国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2009	平 21	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行
2013	平 25	○「障害者総合支援法」施行 ※ 法が対象とする「障害者」に難病等を規定
2015	平 27	○「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」施行
2019	平 31 令元	○「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支援等に関する法律」施行 ○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○改正「ハンセン病問題基本法」施行

【犯罪被害者等】

西暦	年	主な動き
1981	昭 56	○「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2000	平 12	○「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」及び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
2001	平 13	○改正「犯罪被害者等給付金支給法」施行

【犯罪被害者等（つづき）】

西暦	年	主な動き
2005	平 17	○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2011	平 23	○「第二次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2016	平 28	○「第三次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2021	令 3	○「第四次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

【さまざまな人権問題】

「ホームレス」「性的指向・性自認」「刑を終えて出所した人」
「アイヌの人々」「婚外子」「識字問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」

西暦	年	主な動き
1990	平 2	◎「国際識字年」
1997	平 9	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行
2002	平 14	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行
2003	平 15	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
2004	平 16	○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
2006	平 18	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2007	平 19	○「探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)」施行
2008	平 20	○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別変更の条件を緩和
2011	平 23	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※ 「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加
2012	平 24	○「ホームレス自立支援法」延長
2015	平 27	○「生活困窮者自立支援法」施行
2016	平 28	○「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017	平 29	○「ホームレス自立支援法」10年延長
2018	平 30	◎世界保健機構(WHO)「国際疾病分類・改定版第11版(ICD-11)」で、性同一性障害の名称変更と位置づけの見直し ○「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」施行 ※ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、貧困ビジネス対策等

【さまざまな人権問題（つづき）】

西暦	年	主な動き
2019	令和元	○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
2020	令和2	○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ※ 性的指向・性自認に関するアウティング禁止、性的指向・性自認にかかわらずセクシャルハラスメントに該当する等ハラスメント防止対策の強化等（大企業 2020 年 6 月から、中小企業 2022 年 4 月から）

【社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題】

「新型コロナウイルス感染症による人権問題」

「インターネット社会における人権の尊重」 「個人情報の保護」

「安心して働ける職場環境の推進」 「自殺対策の推進」 「災害時の配慮」

西暦	年	主な動き
1947	昭和22	○「労働基準法」施行
1962	昭和37	○「災害対策基本法」施行
1999	平成11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
2002	平成14	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
2003	平成15	○「個人情報の保護に関する法律」（一部）施行
2005	平成17	○「個人情報の保護に関する法律」（全面）施行 ※ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定
2006	平成18	○「自殺対策基本法」施行
2007	平成19	○「探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）」施行
2014	平成26	○「過労死等防止対策推進法」施行
2015	平成27	○改正「個人情報保護法」施行
2017	平成29	○改正「個人情報保護法」施行
2019	平成31	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」一部施行 ※ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
2020	令和2	○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ※ ハラスメントの防止対策の強化等（大企業 2020 年 6 月から、中小企業 2022 年 4 月から） ○改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ※ 新型コロナウイルス感染症を適用

【社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題（つづき）】

西暦	年	主な動き
2020	令 2	○改正「労災保険法」施行 ○改正「個人情報保護法」施行
2021	令 3	○改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ※ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務を規定
2024	令 6	○改正「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」改正 併せて（下記＊の法律名に変更） （＊「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」） ※ 大規模プラットフォーム事業者に対し削除申出への対応の迅速化等の措置を義務付け

「南丹市人権施策基本方針」策定までの経過

《南丹市人権尊重のまちづくり審議会》

	開催日等	主な協議事項等
第1回	令和5年2月27日	▶「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」趣旨の確認 ▶「基本方針」策定の趣旨について ▶人権問題に係る市民意識調査の実施について
第2回	令和5年8月29日	▶基本方針策定に向けた市長「諮問書」受け ▶基本方針策定に向けたスケジュール感について ▶人権問題に係る市民意識調査項目について
第3回	令和5年11月27日	▶人権問題に係る市民意識調査「調査票」について
第4回	令和6年7月19日	▶人権問題に係る市民意識調査の基本方針への反映について
第5回	令和6年11月18日	▶基本方針（事務局素案）について ▶人権問題に係る市民意識調査の実施結果概要について ▶今後のスケジュール感について
※令和6年11月25日 ～12月23日		▶パブリックコメントの実施 ▶南丹市人権教育・啓発推進協議会への意見聴取 ▶南丹市文化センター運営審議会への意見聴取
第6回	令和7年2月7日	▶基本方針（事務局案）について ▶市民意見の募集結果について
第7回	令和7年2月13日	◇基本方針（成案）の最終確認

《パブリックコメント（市民意見の募集）》

募集件名	「南丹市人権施策基本方針（素案）」について		
募集期間	令和6年11月25日～同年12月23日		
意見提出者	3人	意見総数	9件
市民の皆様から寄せられたご意見及び市の考え方については、市ホームページ（※公開期間限定）でご覧いただけます。			

《方針（案）策定の監修及び意識調査結果の分析に係る助言》

監修・助言	関西大学 社会学部 内田 龍史 教授
-------	--------------------

写

5南市人第141号
令和5年8月29日

南丹市人権尊重のまちづくり審議会
会長 西岡尚也 様

南丹市長 西村良平

諮問書

本市では、令和4年1月に人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向性を示した「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」を施行し、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

これまでの人権課題の解決に向けた取組により一定の成果を得ていますが、少子高齢化や情報化、国際化の進展に伴い、人権問題は多岐にわたり複雑化しています。

また、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者の人権への関心が高まり、在住外国人の増加に伴う多文化共生社会への対応、人権に関する法律が整備されるなど人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

人権尊重のまちづくりを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。

今後、社会情勢の変化及び市民の方々の考えにあった人権施策を進めていくため、人権に関する市民意識調査を実施し、そのうえで南丹市人権施策基本方針を策定したので、貴審議会に対しご意見を頂きたく諮問をいたします。

写

令和7年2月17日

南丹市長
西村 良平 様

南丹市人権尊重のまちづくり審議会

「南丹市人権施策基本方針」の策定に係る付帯意見について

令和5年8月29日付 5南市人第141号にて諮問を受けました「南丹市人権施策基本方針」の策定に際し、この間、本会として議論を深めながら、慎重に審議を進めてまいりました。

結果、京都府内における最初の人権条例（「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」）の策定自治体として、人権を軸とした市政を進めようとする言わば決意を含んだ人権施策の指針が策定されたのではないかと考えます。

なお、当審議会といたしましても、本基本方針に基づく人権施策の推進にあたり、この間の審議会での議論を通して特に重要であるとしてきた次の2点を付帯意見といたしますので、この意見を勘案の上、「多様性を認めあい、共に支え合う社会を実現し、全ての人権が尊重されるまち」の実現に向けて、なお一層ご尽力いただきますことを願います。

記

[付帯意見]

1. 地域社会におけるコミュニティの希薄化といった今日的な状況は、人と人のつながりがいかに大切であるのかを改めて知る契機となっています。自他を大切にする人権感覚や人権意識の高まりは、このつながりを再生していく「まちづくり」の重要な要素であることを踏まえた市政の展開を望みます。
2. 人権に関わる課題を具体的に知り学んでいくことで、自他の人権を大切にする意識へと高まるものと考えます。あらゆる人権問題の解決に向けては、この学びの中に科学的な知見が育まれ、当事者へ向き合うことが必要です。そして、社会の仕組みや社会に内在する意識にまで目を向けることができる人権啓発や人権教育の展開を望みます。

南丹市人権尊重のまちづくり審議会・委員名簿

(順不同 敬称略)

氏 名	主な所属等	役 職
西 岡 尚 也	大阪商業大学 教授	会 長
岸 本 薫	南丹市人権擁護委員会 元会長	副会長
北 村 友 子	南丹市人権教育・啓発推進協議会 元会長	
大 内 常 雄	南丹市立小学校 元校長	
山 内 明	南丹市社会福祉協議会 元理事	

《任期：2023（令和5）年2月27日～2025（令和7）年2月26日》

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作

為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権

利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、ま

た、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の

場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能であ

る社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法 (抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



南丹市人権施策基本方針

2025（令和7）年3月
南丹市 市民部 人権政策課

〒622-8651 南丹市園部町小桜町4-7番地
TEL 0771-68-0015
FAX 0771-68-2850